

令和8年度 重点事業調書

（子ども・福祉部）

1	少子化対策総合推進事業	・・・	2
2	子ども・子育て支援環境の充実（保育人材の確保）	・・・	8
3	障害のある人の就労定着等支援事業	・・・	13
4	発達障害のある人のトータルライフ支援事業	・・・	16
5	強度行動障害のある人の安心生活のための基盤整備推進事業	・・・	19
6	地域包括ケアシステム推進事業	・・・	22
7	子ども虐待防止総合強化事業	・・・	26
8	岡山県青少年総合相談センターSNS相談事業	・・・	31
9	医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業	・・・	33

（保健医療部）

1	おかやまママ安心サポート事業	・・・	36
2	安全安心！不安を和らげる歯科医療提供体制構築事業	・・・	42
3	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	・・・	45

重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部子ども未来課、縁むすび応援室 総務部人事課、財産活用課 県民生活部人権・男女共同参画課 保健医療部健康推進課、医療推進課、疾病感染症対策課		
重点事業の名称	少子化対策総合推進事業		
第4次生き生きプラン	重点戦略	I 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現	戦略プログラム 1 出会い・結婚応援プログラム 2 妊娠・出産・子育て支援プログラム 3 子育てと仕事の両立支援プログラム
現状・課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の令和6(2024)年の合計特殊出生率は1.27、出生数は10,926人と過去最低となり、これまでの対策を上回る勢いで少子化が進行している。 ・一方で、平成24(2012)年から令和6(2024)年までの13年間の出生数の減少率は、中四国9県の中で最も低く、令和6(2024)年の出生率(人口千人当たり出生数)は中四国1位である。 ・一組の夫婦が持つ子どもの数(完結出生児数)は、昭和47(1972)年から平成14(2002)年までの30年間は2.2人前後で推移し、令和3(2021)年時点では1.9人と、合計特殊出生率や出生数が大幅に低下したとと比較すると、それほど減っていない。一方、結婚の状況を見ると、本県の50歳時未婚率(生涯未婚率)は、令和2(2020)年時点で、男性26.0%、女性16.6%と、昭和45(1970)年と比較すると男性は約18倍、女性は約7倍と、未婚化が大きく進み、また、同時に晩婚化も進んでいる。 ・令和7(2025)年度県民満足度調査において、「若い世代の出会いや結婚の希望がかなう環境になっている」の項目は、24ある調査項目の中で満足度が22位であり、また、「安心して妊娠、出産、子育てができる環境になっている」の項目は、満足度が16位である一方、重要度は1位である。 ・令和5(2023)年度県民意識調査では、男女とも7割以上が「仕事も家庭も両立したい」と回答しているものの、実際には、男性の3割が「仕事を優先」、女性の3割が「家庭生活を優先」しているとの回答である。 ・県内の男性育休取得率が13.4%(令和2(2020)年度)から60.1%(令和6(2024)年度)と増加傾向にあるが、国が令和5(2023)年度に策定した「こども未来戦略」においては、令和12(2030)年に85%とする目標が掲げられている。 		
	<p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、出生率を向上させるため、「男女ともに安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくり」、「出産・子育ての前段階となる結婚への支援」、「結婚・子育てに対する社会全体の空気感の醸成」に、特に注力して進め、令和7(2025)年度からは「結婚支援」の一層の強化を図っているものの、これまでの対策を上回る勢いで少子化が進行していることから、企業や市町村、大学等と連携したアプローチを強化しながら、危機感を共有し、社会全体で少子化対策に取り組む必要がある。 ・少子化の主な要因として、「未婚化の進行」、「生まれる子どもの数の減少」などが挙げられる。 ・「未婚化の進行」については、令和5(2023)年度県民意識調査では、未婚者の8割以上が結婚の希望や意向があるものの、3割を超える人が「結婚できそうにない」としており、その理由として「相手に出会いそうにない」が最も多いことから、希望や理想の実現に向けた出会い・結婚支援を重点的に進める必要がある。 ・「生まれる子どもの数の減少」については、背景に身体面(不妊、年齢)、心理面(家族が非協力、不安)、経済面、環境面(子育て環境が整っていない等)での課題があることから、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、男女ともに安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを推進するほか、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図る必要がある。 ・こども基本法において、子どもの多様な社会活動に参加する機会や意見表明する機会の確保が掲げられており、子どもに関する事業実施に当たっては、子どもが意見表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組む必要がある。 		

I 企業との連携

【出会い・恋愛支援】

1 拡充官民連携結婚応援イニシアチブ事業《29,979千円》 終期：R8

恋活や婚活に関する事業を実施している民間事業者等と連携を図り、それぞれの強みを生かした取組を展開するとともに、若年世代をターゲットにした「静寂発信」や、恋活・婚活イベントの実施等により、結婚気運の醸成を促進する。あわせて、若年世代のニーズ等を適切に把握するため、大学生等との意見交換の場を新たに設置する。

2 新規企業間の若手従業員交流事業《3,714千円》 終期：R10

県内企業の若手従業員を対象としたキャリアアップや、結婚や子育てがしやすい企業環境を考えるワークショップ等に関する研修会を複数回実施し、若手同士の交流を図ることで、企業の枠を超えた同期会（同窓会）を創出する。

【結婚支援】

3 新規企業タイアップマッチングイベント事業《6,456千円》 終期：R10

商工会等と連携し、企業間でのマッチングイベントなどを実施し、新たな出会いの機会を提供する。

4 新規縁むすび応援企業事業《7,075千円》 終期：R10

おかやま縁むすびネットやマッチングイベント、結びすと制度などを従業員に周知する「縁むすび応援企業（仮称）」制度を創設し、縁むすびネットの認知度向上や、企業が従業員の出会い・結婚を応援する気運を醸成する。

【子育て支援】

5 拡充ももっこカード利用促進事業《13,741千円》 終期：R10

子育て応援パスポート「ももっこカード」をアプリで運用し、利用者ニーズ等を踏まえた拡張を行うとともに、協賛店登録拡大に向けたPR活動等を実施する。

6 拡充おかやま子育て応援宣言企業活性化事業《13,537千円》 終期：R10

おかやま子育て応援宣言企業制度のさらなる活性化に向け、登録企業の訪問指導、アドバンス企業の更新調査、ロゴマークの周知等により制度の魅力や認知度の強化を図る。

7 働きやすい・安心して子育てできる職場づくり応援事業《22,916千円》

(1) 経営者等の意識醸成促進事業《9,099千円》 終期：R8

経営者等が子育て支援に、より前向きに取り組む意識を醸成するため、エリアセミナーを実施（産業労働部と共同）する。

(2) 拡充企業版子育て支援情報展開事業《8,427千円》 終期：R8

子育て支援の取組が進んでいない企業を後押しするため、ポータルサイト「ハレまる。」の静寂発信力や魅力、認知度の強化、優良事例集の作成（産業労働部と共同）により、国や自治体の支援制度の静寂提供や、優良事例の横展開を図る。

(3) 子育て応援宣言企業等取組推進事業《5,390千円》 終期：R8

子育て支援に取り組んでいる企業のさらなる取組推進のため、アドバンス企業のメリットの拡充や静寂発信の強化を図る。

8 拡充従業員の子育て支援応援事業《14,856千円》 終期：R9

子育てと仕事の両立支援に取り組む企業をバックアップするため、従業員の子育て支援の取組を行う企業に対し、助成金を交付する。また、従業員の仕事と家庭の両立支援に特に積極的なアドバンス企業への、補助上限額の拡大を行う。（先着約100社）
（補助率）1/2、（補助上限）10万円/企業、20万円/アドバンス企業

9 “男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業《119,809千円》 終期：R8（県民生活部）

企業等に対し、男性の育休取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、男女ともに育休を取得しやすい組織風土となるよう経営層や管理職等向けの意識啓発セミナーを実施する。また、子育てと仕事の両立支援や女性活躍推進に、特に積極的に取り組む企業への奨励金加算を行う。

II 市町村との連携

10 **新規**少子化分析市町村支援事業（活用編）《6,318千円》 終期：R9

少子化要因「見える化」ツールを活用し、効果的な少子化対策の施策形成・実施に主体的に取り組む市町村に対し、2年間にわたり人的、財政的に伴走支援を行う。

11 **少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業**《25,268千円》 終期：R8

各地域の実情に応じたオーダーメイド型での効果的な少子化対策を推進するため、国の少子化対策地域評価ツールを活用して、市町村の現状分析から課題の把握、対策の検討、事業実施まで、2年間にわたり人的、財政的に伴走支援を行う。（3クールで実施）

III 大学等との連携

12 **拡充**若い世代の将来設計支援事業《22,073千円》 終期：R9

学生等の若い世代が自身の望む将来設計を描けるよう、子育て中の方とのワークショップ等を取り入れた講座や、県内事業所で活躍する女性との交流会を、より多くの学生等に提供できるよう開催回数を拡大して実施（県民生活部と共同）する。また、県庁若手職員向け研修の中で、ライフデザイン支援を実施する。

・結婚・子育てライフデザイン講座 ・学生のキャリアデザイン講座 ・県庁職員向けライフデザイン研修 等

13 **拡充**「子育て家庭留学プログラム」事業《6,245千円》 終期：R8

将来の結婚や子育て、仕事との両立に関心や不安のある若い世代を対象に子育て体験等を行うほか、先輩ママの交流会では、大学での開催を新たに加え、将来設計支援の充実を図る。また、県庁職員が同僚職員の育児の状況を直接体験する事業を、企業への横展開を見据え、モデル事業として実施する。

・子育て家庭留学 ・先輩ママの交流会（大学出張版、一般向け） ・県庁職員版！一緒に帰ろう子育て家庭留学 等

IV 全般

【出会い・恋愛支援】

14 **同窓会等開催支援事業**《10,000千円》 終期：R8

同窓会や出会いイベントの開催経費の補助を行う市町村に対して、経費の一部を支援する。あわせて、首都圏において、岡山にゆかりがある若者同士の多様な出会いを創出し、若者同士のつながりを促進するための交流イベントを実施する。

・市町村への支援 同窓会開催支援：補助率 1/2 出会いイベント開催支援：補助率 1/4～1/3

【結婚支援】

15 **拡充**おかやま出会い・結婚サポートセンター事業《145,883千円》 終期：R8

おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。縁むすびネットの利便性向上のためのシステム改修を行うとともに、登録無料キャンペーンを展開する。

16 **おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業**《16,871千円》

(1) **戦略的広報活動事業**《13,584千円》 終期：R8

「おかやま縁むすびネット」のPR動画作成のほか、インターネットや新聞を活用した広告等、多様な媒体を活用して、縁むすびネットの会員加入促進及び結婚気運の醸成に向けた効果的な周知・広報を行う。

(2) **新規**「結びすと」魅力発信キャンペーン《3,287千円》 終期：R8

企業等を通じた周知や新聞を活用した広告を行い、結びすと制度の魅力を広く伝えることで、結びすとへの増員を図り、お引き合わせ数や申込数の増加につなげる。

17 結婚新生活支援パワーアップ事業《12,000千円》 終期：R9

結婚に伴う新生活をスタートする上で必要となる“住まい”に係る費用の補助を行う市町村に対して、経費の一部を支援する。

- ・国交付金対象外となる独自の結婚新生活支援を行う市町村の負担軽減（補助率）1/2、（補助上限）5～10万円/世帯

18 結婚応援パスポート事業《7,398千円》 終期：R8

新婚夫婦や結婚を希望するカップルが、協賛店に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」をアプリで運用するとともに、利用促進イベントを実施する。

【妊娠・出産支援】

19 風しん抗体検査助成事業《7,845千円》 終期：R9（保健医療部）

主として先天性風しん症候群の予防のため、予防接種が必要である者を効率的に抽出するための抗体検査を医療機関で実施し、検査費用を助成するとともに、事業周知や風しんに関する正しい知識の普及啓発を行う。（岡山市、倉敷市は事業を別途実施）

20 おかやまママ安心サポート事業（再掲）（保健医療部）

医療、母子保健、福祉等の関係者が協働し、保健医療の課題の改善に取り組み、妊娠・出産、子育てを「オールおかやま」で支える仕組みを整備することにより、安心して産み育てられる魅力ある地域づくりを進める。

- ・**拡充**プレコンセプションケア推進事業 終期：R10
- ・**新規**卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証モデル事業 終期：R9
- ・**不妊**治療費助成事業 終期：R9
- ・**拡充**不妊治療対策事業 終期：R10
- ・小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 終期：R9
- ・**拡充**おかやま妊娠・出産サポートセンター事業 終期：R9
- ・**拡充**妊産婦等に対する遠方の産科医療機関等への交通費支援事業 終期：R8
- ・妊婦に対する遠方の分娩取次施設への交通費及び宿泊費支援事業 終期：R8
- ・**拡充**産後ケア事業の体制強化事業 終期：R8
- ・新生児聴覚検査機器購入補助事業 終期：R8
- ・新生児マススクリーニング検査補助事業 終期：R9
- ・**新規**乳幼児健診推進事業 終期：R10
- ・小児救急電話相談（#8000）及び家庭の看護力強化事業 終期：なし
- ・おかやまママ安心サポート協議会運営事業 終期：R8
- ・少子化社会に対応する妊娠・出産・子育て地域モデル構築事業 終期：R8

【子育て支援】

21 結婚、出産、子育て応援キャンペーン事業《10,926千円》 終期：R8

結婚、出産、子育てを後押しするため、「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を実施し、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

22 拡充とも育て応援事業《2,773千円》 終期：R10

男女ともに協力して子育てをする「共育て」を推進するため、子育て応援BOOK（パパ編、グランパ・グランマ編）のほか、新たに家事・育児シェアシートを作成・配布する。

23 新規県内保育施設整備・運営事業（再掲） 終期：R10（総務部）

県内保育施設の設置に向けて、施設整備等を行うとともに、運営については、実績のある民間業者を公募により選定し委託により実施する。

V 子どもの意見の反映

24 子どもが主役プロジェクト《550千円》 終期：R8

子どもの意見を、子どもに関する事業実施に生かすため、子どもを対象としたアンケート等を実施する。

事業効果

- ・企業等と結婚支援の取組の連携を強化し、縁むすび応援企業事業や企業タイアップマッチングイベントなどを実施することで、県単独で事業を実施した場合と比べて、これまでアプローチできていなかった層の結婚等の希望や理想の実現に向けた出会いの機会等を提供するとともに、社会全体で結婚を応援する意識の醸成が進み、婚姻率の向上につながる。
- ・少子化要因「見える化」ツールを活用した、より効果的な施策の形成や実施を行う市町村の主体的な取組に対して、人的・財政的サポートを行うことで、市町村が単独で少子化対策に取り組む場合と比べて、よりロジカルで効果的な施策形成が行われ、県全体の合計特殊出生率及び出生数の底上げにつながる。
- ・若い世代に対し、妊娠・出産を含むプレコンセプションケアに関する正しい知識の普及啓発を行うことで、妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合の向上につながる。
- ・おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」のメリット強化による認定の促進や、企業版子育て支援ポータルサイト「ハレまる。」の認知度拡大・活性化等に取り組むことで、各事業を実施しない場合と比べて、男女ともに安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくりが推進され、「アドバンス企業」認定数の増加につながり、従業員の子育て支援に取り組む企業が増える。
- ・企業等に対し、男性の育休取得期間に応じた奨励金の支給、男女ともに育休を取得しやすい組織風土となるよう経営層や管理職等の意識啓発を図るセミナーの実施等を行うことで、14日以上以上の男性の育児休業取得率の向上につながる。
- ・ももっこカードの利用促進を企業等との協働で行うなど、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に取り組むことで、ももっこカードの新規協賛店数の増加につながる。

事業目標

事業	生き活き指標 等	現状値	目標値	差
1~4、14~18、21	生き活き婚姻率	3.8(R6)	3.9(R10)	0.1
4、15、16	生き活きおかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	628組(R6)	1,000組(R10)	372組
10、11、21	生き活き合計特殊出生率	1.27(R6)	1.37(R10)	0.10
10、11、21	生き活き出生数	10,926人(R6)	12,238人(R10)	1,312人
20	生き活き妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	61.6%(R6)	70.0%(R10)	8.4%
6~9	生き活きおかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	213社(R6)	440社(R10)	227社
9、22	生き活き14日以上以上の男性の育児休業取得率	43.5%(R6)	50.4%(R10)	6.9%
5	ももっこカードの新規協賛店数(岡山いきいき子ども・若者プラン2025)	年166店舗(R6)	年100店舗(R10)	▲66店舗(達成済)

事業費の見積もり

区分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額
事業費(単位：千円)	445,909	506,233	103,774	30,131	
財源内訳	国庫	140,390	179,599	34,028	13,607
	起債				
	その他特定財源				
	一般財源	305,519	326,634	69,746	16,524

少子化対策総合推進事業

<予算額：506,233千円> ※再掲は除く



R8(2026)～

企業等と連携したアプローチの強化

↑
危機感を共有し、
社会全体で少子化対策
に取り組むことが必要！

↑
これまでの対策を
上回る勢いで
少子化が進行

R7(2025)～
「結婚支援」の
一層の強化

R6(2024)～
企業とのタイアップ
結婚の“壁”対策
空気感の醸成

	出会い・恋愛支援	結婚支援	妊娠・出産支援	子育て支援
企業	<p>拡 官民連携結婚応援イニシアチブ事業</p> <p>新 企業間の若手従業員交流事業 (企業間同期会(同窓会)の創出)</p>	<p>新 企業タイアップマッチングイベント事業 (商工会等と連携した出会いの場の創出)</p> <p>新 縁むすび応援企業事業 (「縁むすび応援企業」制度による従業員の結婚を応援する気運の醸成)</p>	<p>拡 不妊治療対策事業(再掲)</p> <p>拡 プレコンセプションケア推進事業(再掲)</p>	<p>拡 ももっこカード利用促進事業</p> <p>拡 おかやま子育て応援宣言企業活性化事業</p> <p>拡 企業版子育て支援情報展開事業 企業版子育て支援ポータルサイト</p> <p>・男性育児休業取得等促進事業</p>
市町村	<p>新 少子化分析市町村支援事業(活用編) (少子化要因「見える化」ツールを活用した市町村の施策形成を伴走支援)</p>		<p>新 卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証モデル事業(再掲)</p>	
大学等	<p>拡 若い世代の将来設計支援事業</p> <p>拡 子育て家庭留学</p>		<p>拡 おかやま妊娠・出産サポートセンター事業(再掲)</p>	
全般	<p>・同窓会等開催支援事業</p>	<p>拡 おかやま出会い・結婚サポートセンター事業</p> <p>・結婚新生活支援パワーアップ事業</p> <p>・結婚応援パスポート事業</p>	<p>拡 妊産婦等に対する遠方の産科医療機関等への交通費支援事業(再掲)</p> <p>拡 産後ケア事業の体制強化事業(再掲)</p>	<p>県自らの\新たな\取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県庁内保育施設の設置(再掲) ◆ 職員向けライフデザイン研修 ◆ 職員版！子育て家庭留学 <p>・こどもまんなかマナーアップ県民運動</p> <p>拡 とも育て応援事業 (家事・育児シェアシートの作成)</p>

結婚・子育ての希望がかなう社会の実現

重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部子ども未来課		
重点事業の名称	子ども・子育て支援環境の充実（保育人材の確保）		
第4次生き生きプラン	重点戦略	I 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現	戦略プログラム 3 子育てと仕事の両立支援プログラム
現状、課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の保育施設における待機児童数は年々減少しているものの、解消には至っていない。また、特定の保育所等を希望するなどの理由で、国が定める待機児童の定義には該当せず、待機児童として計上されていない児童も依然として多数存在する。 ・県内の保育士養成校において所定の課程を修了後、保育士登録を行い、保育施設へ就職する人の割合は、約6割（県内保育施設への就職率は約4割）にとどまっている。 ・医療的ケア児や発達障害のある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの受入れのほか、保護者の就労を要件としない、国の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が令和8(2026)年度から全自治体で実施となるなど、保育ニーズが多様化しており、保育人材の確保・定着が不可欠である。 <hr/> <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が発生している市町村によると、待機児童解消に向けた最大の課題は保育士確保であり、特に県北エリア、県西エリアにおいては、保育士確保が非常に困難な状況にある。 ・不適切保育に関する報道や、保護者対応への不安等から保育士になることをためらうケースもある中、養成校の学生に対して保育現場の現状を正確に理解する機会を提供する必要がある。 ・医療的ケア児や発達障害をはじめとする障害のある子どもの保育所等への受入れや、こども誰でも通園制度などの国の新たな制度創設など、保育施設に多様な保育ニーズへの対応が迫られている中、保育士確保・定着と並行して、保育の質や専門性の向上も図っていく必要がある。 ・保育士不足の解消には、賃金面の処遇改善だけでなく、ICT導入や保育士をサポートする人材の配置などにより、業務の負担軽減を図る必要がある。また、潜在保育士の就職支援や、県内養成校卒業生の県内保育施設への就職促進、さらに現任保育士の離職防止のための就業継続支援が必要である。 ・子どもの人権への配慮など、保育の質や専門性の向上を目指すための研修により、さらなる人材育成に取り組む必要がある。 		
事業内容	<p>1 県保育士・保育所支援センターによる保育人材確保対策の強化 《17,305千円》 <u>終期：R10</u></p> <p>(1)就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○潜在保育士 <ul style="list-style-type: none"> ・掘り起こし、マッチング ・園への見学同行支援 ・市町村稼働相談会等において、登録・相談会を実施 ・拡充保育士・保育所支援センターへの登録促進 センターの紹介、登録促進を資格取得後の学生に拡充 ○新規就職者 <ul style="list-style-type: none"> ・拡充市町村と保育士養成校との連携支援 市町村が養成校の学生へ直接働きかける場の調整支援について拡充 		

(2)就業継続支援

- ・**拡充**管理職等向け職場改善セミナー
働きやすい職場づくりのためのセミナーを実施
新たに、セミナーの内容を基にした職場づくりのヒントを、セミナーに参加していない管理職等へも広く情報発信
- ・**拡充**保育士交流会
交流会に加え、ミニ座談会を新たに実施
- ・相談支援を通じ現任保育士のフォロー
コーディネーターによる相談支援

(3)情報発信

- ・**拡充**SNS等を用いた情報発信
新たなツールを使い、魅力的な取組を行う保育施設を紹介し、広く情報発信
- ・**拡充**保育の魅力発信
働きやすい職場や保育実践の例と現場の声等を、内容・頻度・方法を拡充して発信
- ・関係団体の取組を発信
養成校、市町村が行うリカレント教育や、県が行う研修等を発信
- ・市町村の保育士等募集情報の一括発信

2 就職支援及び就業継続支援による保育人材確保対策《93,448千円》

(1)就職支援《53,888千円》

- ・**拡充**広域エリアでの保育の魅力発見フェア（仮称）《14,860千円》 終期：R10
養成校へ進学希望の高校生に対象者を拡大し、大規模な「保育の魅力発見フェア（仮称）」を開催する。
- ・**保育士修学資金貸付**《23,875千円》
養成校へ進学希望の高校生にPRし、保育士という職業の選択、県内保育施設への就職促進を図る。
岡山県社会福祉協議会が実施主体として貸付業務を行う。
(貸付額) 1人当たり最大1,600千円(2年間分)
 - ・修学資金 50千円/月・人
 - ・入学準備金 200千円/人
 - ・就職準備金 200千円/人
- ・**新規**「地域限定保育士」制度の導入《14,337千円》 終期：R8
国の地域限定保育士制度の全国展開に合わせ、地域限定保育士試験を実施し、さらなる保育士確保を図る。
県が実施する地域限定保育士試験の合格者に対し、試験手数料を全額補助し、県内保育施設への就職を促進する。
- ・**市町村との連携体制の強化**（「県・市町村子育て支援施策推進会議」の開催）《816千円》 終期：R10

(2)就業継続支援（職場環境改善）《39,560千円》

- ・ **I C T機器導入支援《1,011千円》 終期：R8**
見本市を開催し、保育業務支援システムを体験（登降園管理、保育計画作成、保護者連絡、キャッシュレス機能等）
- ・ **拡充個別実地相談指導《4,149千円》 終期：R10**
これまでのI C Tに加え、各保育現場に応じた環境改善の支援を拡充
- ・ **保育支援者の配置支援《34,400千円》 終期：R8**
国の補助対象外である公立保育園等への保育支援者（保育の周辺業務を行う無資格者）の配置に対する支援

3 保育対策総合支援事業費補助金《88,397千円》 終期：R8

国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育士の負担軽減や保育体制の整備等に取り組む市町村を支援する。

- ・ 保育体制強化事業 [国 1/2 県 1/4 市町村 1/4]
- ・ 保育補助者雇上強化事業 [国 2/3 県 1/6 市町村 1/6]
- ・ 医療的ケア児保育支援事業 [国 1/2 県 1/4 市町村 1/4]
- ・ 保育環境改善等事業 [国 1/3 県 1/3 市町村 1/3]

4 保育士等キャリアアップ研修事業《16,472千円》 終期：R9

技能・経験に応じた処遇改善の加算要件となる保育士等キャリアアップ研修の充実を図るため、集合研修及びeラーニングによる研修を実施する。

5 放課後児童支援員等研修事業《8,851千円》 終期：R9

放課後児童クラブに従事する職員等に対して必要となる知識や技能を修得するための研修を実施する。

6 拡充子育て支援員研修事業《5,891千円》 終期：R9

子育て支援の担い手となる人材確保・育成のため、子育て支援の各事業に従事することを希望する者に対して必要となる知識や技能を修得するための研修を実施する。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の保育従事者を養成するコースを新たに追加する。

事業効果

- ・ 市町村や養成校との連携の下、保育士・保育所支援センターに登録する保育士や保育施設への増加を目指すとともに、よりきめ細かい人材マッチングを行うことにより、県内保育施設への就職促進を図る。
- ・ 保育士修学資金の貸付により、養成校卒業生の県内保育施設への就職を促す。
- ・ 保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、保育士の専門性の向上と処遇改善が図られることにより、保育人材の確保・定着につなげる。
- ・ 地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、保育対策総合支援事業費補助金を活用することにより、市町村における保育施設の体制整備につなげる。
- ・ 地域限定保育士制度を導入し、試験合格者の試験手数料を全額補助することにより、さらなる保育士確保につなげる。
- ・ 市町村と養成校との連携強化により、学生に地域に愛着を持ってもらい、新卒者の県内就職につなげる。

事業	生き活き指標 等	現状値	目標値	差
1	生き活き保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	503人(R6)	820人(R10)	317人

事業費の見積もり	区 分		R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額
	事業費(単位:千円)		218,860	230,364	92,219	61,005	
	財源内訳	国 庫	82,304	86,766	48,820	33,214	
		起 債					
		その他特定財源	376	376			
一 般 財 源		136,180	143,222	43,399	27,791		

保育人材の確保

<予算額：230,364千円>

<現状・課題>

- ・待機児童の解消、こども誰でも通園制度の本格実施、保育ニーズ多様化への対応、質の高い保育の実現
- ・保育士養成校卒業生の保育施設への就職は6割、離職も一定程度発生

<なり手を増やす！>

県保育士・保育所支援センター

<就業継続を応援！>

<就職支援>

<モチベーションアップ>

潜在保育士

- 潜在保育士の掘り起こし、マッチング
- 園への見学同行支援
- 出張登録・相談会
市町村就職相談会等参加
- 拡センターへの登録促進
保育士・保育所支援センターの紹介・登録の促進を資格取得後の学生に拡充

新規就職者

- 拡市町村と保育士養成校との連携支援
市町村が養成校学生へ直接働きかける場の調整支援について拡充

<情報発信>

- 拡SNS等を用いた情報発信
保育園留学等の魅力的な取組を行う保育施設の紹介等
- 拡保育の魅力発信
働きやすい職場や保育実践の例と現場の声について、内容・頻度・方法を拡充して発信
- 関係団体の取組を発信
・養成校、市町村が行うリカレント教育
・県が行う研修

- 拡管理職等向け職場改善セミナー
働きやすい職場づくりのためのセミナー実施
新たにセミナーの内容を基にした職場づくりのヒントを参加していない管理職等へも情報発信
- 拡保育士交流会
交流会に加え、ミニ座談会を新たに実施
- 相談支援を通じ現任保育士のフォロー

- ・コーディネーター（3人）
- ・マッチングシステム、HP保守管理 等

- ◆ 拡広域エリアでの保育の魅力発見フェア（仮称）
養成校へ進学希望の高校生を対象者を拡大し、大規模な保育の魅力発見フェア（仮称）を開催
- ◆ 保育士修学資金貸付
養成校へ進学希望の高校生にPRし、保育士という職業の選択、県内保育施設への就職促進
- ◆ 新「地域限定保育士」制度の導入
地域限定保育士制度を導入し、試験合格者の試験手数料を全額補助

- ◆ ICT機器導入支援
見本市を開催し、保育業務支援システムを体験
（登降園管理、保育計画作成、保護者連絡、キャッシュレス機能）
- ◆ 拡個別実地相談指導
ICTに加え、各保育現場に応じた環境改善全般支援に拡充
- ◆ 保育支援者の配置支援
国の補助対象外である公立保育園への保育支援者配置に対する支援

重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部障害福祉課			
重点事業の名称	障害のある人の就労定着等支援事業			
第4次生き生きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	2 福祉サービス推進プログラム
現状課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する就労支援については、障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）、岡山障害者職業センター（地域障害者職業センター）、岡山障害者就業・生活支援センターなど、様々な就労支援機関により、多角的にサポートする体制が整備されている。 このうち、県では、障害者雇用促進法に基づき、県内4箇所障害者就業・生活支援センターを指定し、福祉部門と雇用部門が連携を図りながら、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている。 各機関の取組により、障害のある人の「一般就労への移行」は着実に進む一方で、一度就労したものの、障害特性による環境への不適合、人間関係のつまずき、体調管理の難しさなどから離職してしまうケースが少なくない。 <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労後の職場定着率の向上には、職場での人間関係や業務への適応、生活面との両立、企業側の障害特性への理解向上が必要であり、就職後のきめ細かなサポートが不可欠である。 障害のある人の身近な地域で就労・生活面を一体的にサポートする障害者就業・生活支援センターと連携した定着支援が不可欠である。 			
事業内容	<p>1 就労定着等の支援体制の強化 就労定着等支援体制強化《4,913千円》 終期：R10 就労定着等支援アドバイザー（専属スタッフ1名）を岡山障害者就業・生活支援センターに配置し、国、就労系事業所及び企業と連携した一般就労移行・定着支援を実施する。（職場等訪問による課題把握、対面支援、相談・助言、企業との連絡調整等）</p> <p>2 障害のある人のスキルアップ・定着支援《2,029千円》</p> <p>(1) 就労移行・定着支援のスキルアップ研修（ジョブガイダンス）《558千円》 終期：R10 働く意欲のある障害のある人に対し、その特性や能力を生かすことができる最も適切な「働く場」への移行等の支援につなげるため、当事者とその支援者が共に就労活動の演習を行うといった実践形式の研修会を開催する。（年5回）</p> <p>(2) 自立支援座談会開催《245千円》 終期：R10 職場不適合等による離職の発生等を未然に回避できるよう、専門家を交え、就労上の課題や生活上の不安等を当事者間で共有する場を定期的に開催し、自ら課題解決するための糸口を提供する。（年4回）</p> <p>(3) ワークフォーラム開催《1,226千円》 終期：R10 障害のある人の一般就労に向けた動機付け等を醸成するため、障害者雇用に取り組む企業等による合同説明会を開催する。（年1回）</p>			

	3 多機関連携の促進 拡充就労定着連携支援ネットワーク事業《616千円》 終期：R10 就労支援機関（ハローワーク、就労系福祉事業所等）の連携範囲を拡充し、医療機関、相談支援事業所、企業等との連携を強化した支援体制を構築する。（年2回）					
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労を目指す、又は既に一般就労している障害のある人やその雇用主である企業を対象に、就労定着等支援アドバイザーが職場訪問、企業への助言、生活面を含めた総合的な相談支援を行うことで、就労上の課題の早期把握・解決につなげることができ、その結果、障害のある人の離職率の低下、生活の安定、QOL（生活の質）の向上、さらには社会参加の促進が期待できる。 ・就労移行・定着支援事業所、ハローワーク、医療機関、行政、企業等の関係機関が連携した、支援体制の構築により、障害のある人への切れ目のない支援や、個々の課題に応じた支援の質の向上に加え、関係機関の役割分担が明確化されることにより、地域全体での支援体制の確立が期待できる。 ・企業における障害者雇用の理解が進み、雇用促進と定着率の向上が図られることにより、労働力人口の確保、共生社会の実現、地域経済の活性化、社会保障費の抑制など、地域社会全体の活性化が期待できる。 					
事業目標	事業	生き生き指標 等	現状値	目標値	差	
	1、2、3	生き生き障害福祉サービス利用者の一般就労への移行者数	525人/年(R6)	1,825人 (R7～R10累計)	—	
	1、2、3	県内障害者就業・生活支援センター登録者の一般就労後の1年経過時の職場定着率	61.1%(R6)	70.0%(R10)	8.9%	
事業費の見積もり	区分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額
	事業費(単位：千円)	7,436	7,558	7,558	7,558	
財源内訳	国庫	3,718	3,779	3,779	3,779	
	起債					
	その他特定財源 一般財源	3,718	3,779	3,779	3,779	3,779

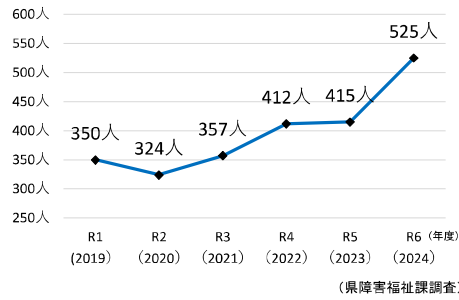
障害のある人の就労定着等支援事業

現状

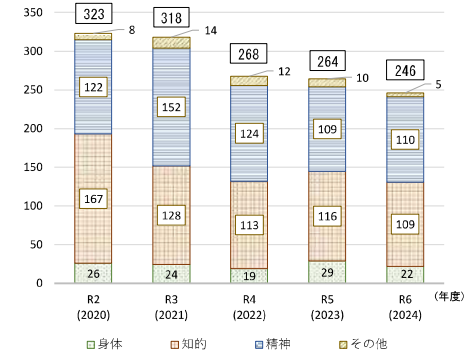
●一般就労移行者数は堅調に推移

県内福祉施設からの一般就労移行者数

<生き生き指標> 415人/年→1,825人(4年間累計)
(2025~2028年度)



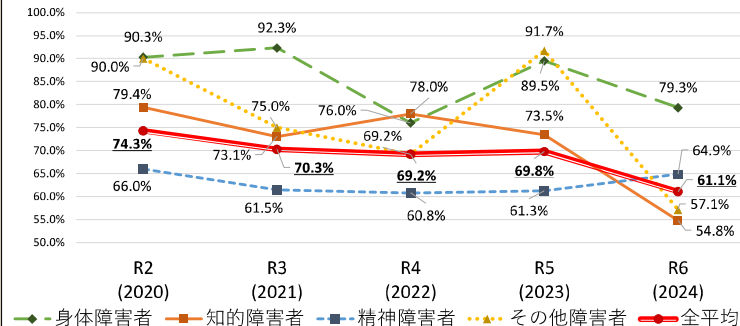
県内障害者就業・生活支援センター登録者の就職状況



課題・必要性

●一般就労への移行者数は堅調に推移しているが、その後の定着が課題であり、定着率の向上が必要

県内障害者就業・生活支援センター1年経過時の職場定着率



障害者職場定着率(全国)

- ・身体障害者: 60.8%
- ・知的障害者: 68.0%
- ・精神障害者: 49.3%
- ・発達障害等: 71.5%

※出典「障害者の就業状況等に関する調査研究」(2017年、JEED)

全産業職場定着率(全国)

- ・R2(2020)年度: 85.8%
- ・R3(2021)年度: 86.1%
- ・R4(2022)年度: 85.0%
- ・R5(2023)年度: 84.6%

※出典「令和5年度雇用動向調査」(2024年、厚生労働省)

事業内容

就労定着等の支援体制の強化

■就労定着等支援アドバイザーの配置 【4,913千円】

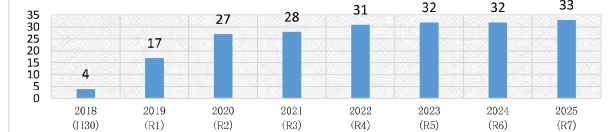
- ・既存事業に加え、国、就労系事業所及び企業と連携した就労定着支援を実施するため、就労定着等支援アドバイザー(専属・1名)を配置

<就職後のフォローに重点>

自宅・企業等訪問による課題把握、対面支援、相談・助言、企業との連絡調整等

※一般就労が困難となった者には復帰調整

障害福祉サービス「就労定着支援」事業所数の推移



「就労定着支援」は、現状、事業所が不足しており、引き続き、定着支援を補完する取組が必要

障害のある人のスキルアップ・定着支援

■就労移行・定着支援のスキルアップ研修(ジョブガイダンス) 【558千円】

- ・障害のある人のSST(ソーシャルスキルトレーニング)や就職活動の実演等、実践に即した研修会を開催

■自立支援座談会開催 【245千円】

- ・専門家の招聘を交えつつ、就労上の課題や不安等を当事者間で共有する場を定期的に提供

■ワークフォーラム開催 【1,226千円】

- ・障害者雇用に取り組む企業等による合同説明会

多機関連携の促進

■【拡充】就労定着連携支援ネットワーク事業 【616千円】

- ・就労支援機関(ハローワーク、就労系福祉事業所等)の連携範囲を拡充し、医療機関、相談支援事業所、企業等との連携を強化した支援体制を構築

<支援機関の専門性向上と連携強化>

研修、連絡会等の開催による支援ノウハウの蓄積、多機関連携の促進

効果

- 障害のある人の就労継続と安定(離職率の低下、QOLの向上、社会参加の促進)
- 企業の障害者雇用促進と定着率の向上
- 地域社会全体の活性化(労働力人口の増加、共生社会の実現、社会保障費の抑制)

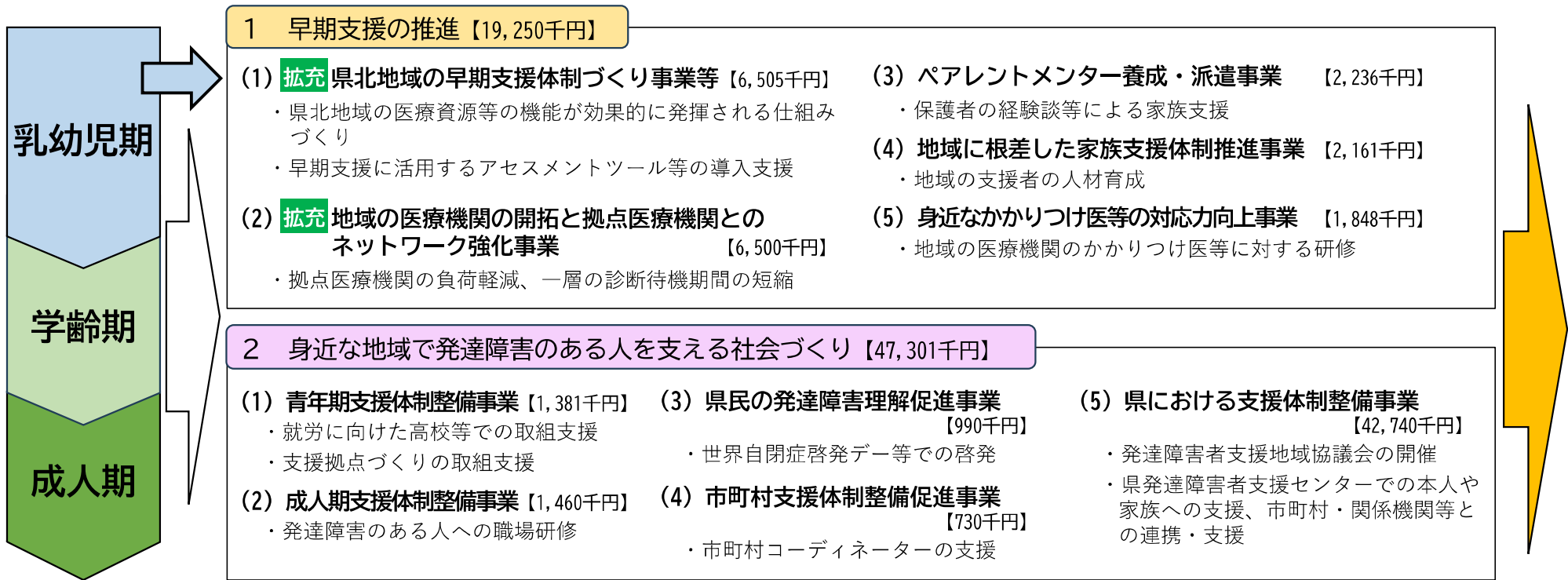
重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部障害福祉課		
重点事業の名称	発達障害のある人のトータルライフ支援事業		
第4次生き生きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム 2 福祉サービス推進プログラム
現状 課題・ 必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査（令和6(2024)年）によると、保育所における発達障害に関わる特別な支援が必要な幼児（5歳児）の割合は18.4%で、10年前と比較すると約2ポイント増加している。 ・「発達障害のある人のトータルライフ支援の推進」を晴れの国おかやま生き生きプランの推進施策の一つに位置付け、乳幼児期、学童期、成人期の各ライフステージに応じた切れ目ない支援を一連のプロジェクトとして取り組んでいる。 ・発達障害を診断できる県内の医療機関は限られている。 ・「発達障害診断待機解消モデル事業」（令和6(2024)年～令和7(2025)年）において、拠点医療機関が実施する事前問診については、待機期間削減への効果が認められている。 <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期、学童期、成人期の各ライフステージをつなぐ移行期の支援体制の充実が必要である。 ・県北地域では、専門の療育機関や医療機関が少ない。 ・拠点医療機関では、受診希望者が集中し、継続受診者の累積が顕著である。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉、教育、労働といった関係機関相互の連携により、早期の支援開始につなげるとともに、移行期の支援体制を一層充実させ、発達障害のある人の自立を支援し、家族の負担をさらに軽減する必要がある。 ・県北地域の療育機関や医療機関の機能が効果的に発揮される仕組みづくりに取り組む必要がある。 ・拠点医療機関の負荷を軽減し、一層の診断待機期間の短縮を図る必要がある。 		
事業内容	<p>1 早期支援の推進《19,250千円》</p> <p>(1) 拡充県北地域の早期支援体制づくり事業等《6,505千円》 終期：R10 県北地域において、子どもの受診優先度の判定基準の統一、優先度の高い子どもが早期に受診できる体制づくり等について検討し、その結果をガイドラインとして取りまとめる。 また、乳幼児健診等に活用できるアセスメントツールの導入、就学前後の情報連携等に取り組む市町村を支援する。</p> <p>(2) 拡充地域の医療機関の開拓と拠点医療機関とのネットワーク強化事業《6,500千円》 終期：R10 拠点医療機関に発達障害医療コーディネーターを配置し、発達障害を診療できる小児科医を開拓、実地研修等を実施した上で、拠点医療機関から小児科医に診療を引き継ぐとともに、小児科医と拠点医療機関とのネットワークを強化する。</p> <p>(3) ペアレントメンター養成・派遣事業《2,236千円》 終期：R10 発達障害のある子どもの保護者としての経験を生かした家族支援を行う、ペアレントメンターの養成・派遣等を行う。</p> <p>(4) 地域に根差した家族支援体制推進事業《2,161千円》 終期：R10 児童発達支援センター等でペアレント・プログラム等を実施できるよう人材を育成し、地域におけるきめ細かな家族支援体制の充実を図る。</p>		

<p>(5) 身近なかかりつけ医等の対応力向上事業《1,848千円》 終期：R10 地域の医療機関から早期に適切な支援医療機関等につなげることができるよう、身近なかかりつけ医等の対応力向上研修を行う。</p> <p>2 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり《47,301千円》</p> <p>(1) 青年期支援体制整備事業《1,381千円》 終期：R10 卒業後準備プログラムを活用する高等学校等の取組を支援する。また、発達障害のある人が社会から孤立しないよう支援拠点づくり等に取り組む市町村を支援する。</p> <p>(2) 成人期支援体制整備事業《1,460千円》 終期：R10 発達障害のある人への研修の場の提供と職員が発達障害の特性や合理的配慮を学ぶ職場研修事業を行う。</p> <p>(3) 県民の発達障害理解促進事業《990千円》 終期：R10 発達障害について広く県民に正しく理解されるよう、効果的なイベントやSNSの活用、世界自閉症啓発デーなどの機会を捉えた啓発活動に取り組む。</p> <p>(4) 市町村支援体制整備促進事業《730千円》 終期：R10 各市町村に設置された市町村コーディネーターの支援や人材育成、県発達障害者支援センターとの連携強化、市町村内支援体制の評価や施策の効果検証の支援を行う。</p> <p>(5) 県における支援体制整備事業《42,740千円》 終期：R10 県発達障害者支援地域協議会において、発達障害のある人への支援施策を協議する。 また、県発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行うとともに、市町村や関係機関等との連携、助言・指導等により、各地域における支援体制の強化を図る。</p>							
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の少ない市町村において、医療資源の機能的に発揮される仕組みを普及させることで、初診待機期間が長期化している現状と比べ、優先度の高い子どもが早期に医療機関を受診することができる。 ・地域の医療機関に対し、拠点医療機関から受診者を引き継ぐことで、拠点医療機関が診療を継続することと比べ、拠点医療機関の負担が軽減されるとともに、困難なケースの診療により多く対応することができる。 ・県民に対し、発達障害理解の機会を提供することで、発達障害の特性への理解が深い環境と比べ、発達障害のある人が実力を発揮し、社会の中で安定して暮らしていくことができる。 ・発達障害のある人に対し、ライフステージを通じた発達障害支援を提供することで、発達障害のある人の多くが社会で自立した生活を送ることが可能となる。 						
事業目標	事業	生き活き指標 等		現状値	目標値	差	
	1(3)	ペアレントメンターの人数（第5期岡山県障害者計画）		60人(R6)	70人(R10)	10人	
	1(5)	発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数		340人(R6)	430人(R10)	90人	
事業費の見積もり	区分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額	
	事業費(単位：千円)	60,516	66,551	66,551	66,551		
	財源内訳	国庫	29,462	32,914	32,914	32,914	
		起債					
		その他特定財源	3,127				
一般財源		27,927	33,637	33,637	33,637		

発達障害のある人のトータルライフ支援事業

現 状	・特別な支援が必要な5歳児は約18%(2024年)、 10年前(2014年)から約2ポイント増加	こ れ ま で の 取 組	・県発達障害者支援センターを設置 ⇒市町村等を間接支援 ・ライフステージに応じた支援 ・拠点医療機関で事前問診を実施 ⇒待機期間削減に効果
課 題	・県北地域では、専門の療育機関や医療機関が少ない ・拠点医療機関では、受診希望者が集中し、継続受診者の累積が顕著		



発達障害のある人が自立した生活を送ることができ、社会を実現

重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部障害福祉課			
重点事業の名称	強度行動障害のある人の安心生活のための基盤整備推進事業			
第4次生き生きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	2 福祉サービス推進プログラム
現状課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の強度行動障害のある人：388人（令和元(2019)年度調査） ・強度行動障害とは、混乱や不安を感じていても言葉ではうまく表現できず、自傷や他害行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態であり、個々の障害特性を踏まえて機能的なアセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する「標準的な支援」を行うことが求められている。 ・強度行動障害に対応できる専門的な知識とスキルを持つ人材が不足しており、受け入れて適切に支援できる障害福祉サービス等事業所が限られている。 ・特定の事業所や支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制の構築が求められている。 ・事業所における強度行動障害を有する人への支援の中心的な役割を果たす「中核的人材」を養成する研修について、令和9(2027)年度から都道府県が実施主体となる予定である。 <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者養成研修による支援者全体のスキルアップとともに、中核的人材養成研修を通じた事業所の中核となる人材の育成が必要である。 ・特定の支援者だけで対応するのではなく、各事業所において標準的な支援を進めていくため、支援現場に専門家を派遣し、事業所の支援力の強化を促進していく必要がある。 ・医療、福祉、教育など、関係機関が密に連携することで、乳幼児期、学童期、成人期にいたるライフステージを通じた切れ目のない支援体制を構築していく必要がある。 ・強度行動障害に関する正しい知識や適切な支援方法を、支援者だけでなく地域住民等にも広く周知し、理解を深めていく必要がある。 			
事業内容	<p>1 標準的な支援の普及・定着 《2,550千円》</p> <p>(1) 強度行動障害支援者養成研修 《1,028千円》 終期：なし 強度行動障害のある人に対する適切な支援を行う者を養成する法定研修（基礎研修・実践研修）を実施する。</p> <p>(2) 新規強度行動障害支援人材連携ネットワーク事業 《1,522千円》 終期：R10 強度行動障害支援の中心的な役割を果たす中核的人材の養成や、支援人材の育成に関わるコアメンバー等を対象とした理解促進研修を実施する。 また、支援に係る情報共有や研修実施体制の充実のため、中核的人材や広域的支援人材等のネットワークを構築する。</p> <p>2 強度行動障害への理解促進</p> <p>強度行動障害への理解促進事業 《300千円》 終期：R10 強度行動障害のある人の理解促進を図るため、県民や関係者を対象としたシンポジウム等を開催する。</p>			

	<p>3 困難事例に対する支援 拡充 強度行動障害に係る機関コンサルテーション推進事業《6,608千円》 終期：R10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害に係る対応や支援方法について困っている事業所等からの相談・助言を行う窓口を設置する。 ・施設や病院、学校、保護者等からの依頼に応じて、各分野の専門家（スーパーバイザー）を派遣し、ケース検討、環境整備等に関する具体的な助言などを実施する。 ・相談等を通じて把握したケースについて、適切な支援（集中的支援や本事業によるコンサルテーション等）に方向付けするとともに、集中的支援を実施する場合の関係機関との調整を行う。 					
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害のある人を適切に支援できる専門人材の育成や、事業所等の支援力向上を図る取組により、支援方法の質が高まり、対象者の行動特性に応じた適切な支援や生活環境の調整を図ることで、本人の生活の安定とQOL（生活の質）の向上につながる。 ・強度行動障害のある人を支援できる人材を県内各地域で育成することで、地域ごとの支援格差を是正し、県全体として支援体制の底上げを図ることができる。 ・シンポジウム等の開催を通じて、強度行動障害に対する正しい理解と支援の重要性を広く共有し、地域全体で共に支える意識を高めることで、地域での共生に向けた受入れ基盤の形成に寄与する。 					
事業目標	事業	生き活き指標 等	現状値	目標値	差	
	1(2)	中核的人材養成研修修了者数	9人(R7)	55人(R10)	46人	
	3	スーパーバイザーの派遣コンサルテーション件数	14件(R6)	50件(R8～R10累計)	36件	
事業費の見積もり	区 分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額
	事業費(単位：千円)	8,628	9,458	11,877	11,877	
	財源内訳	国 庫	4,314	3,968	5,295	5,295
		起 債				
		その他特定財源	514			
		一 般 財 源	3,800	5,490	6,582	6,582

強度行動障害のある人の安心生活のための基盤整備推進事業

現状・課題・必要性

「強度行動障害」とは、混乱や不安を感じていても言葉ではうまく表現できず、自傷や他害行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態をいう。

- 強度行動障害を有する児者の支援においては、特定の事業所や支援者だけで支えるには限界があるため、地域の複数事業所等が連携して支援を行う体制の構築が必要
- 事業所における支援の中心的な役割を果たす人材(中核的人材)を中心に、強度行動障害を引き起こしている環境要因を適切に調整することが必要(標準的な支援)
- 適切に支援を行うことができる人材を計画的に育成していくことが必要

標準的な支援の普及・定着 <人材育成>

■強度行動障害支援者養成研修 【1,028千円】

- ・ 強度行動障害のある人に対する適切な支援を行う者を養成する法定研修(基礎研修・実践研修)を実施

■強度行動障害支援人材連携ネットワーク事業【新規】 【1,522千円】

- ・ 中核的人材の養成や支援人材の育成に関わるコアメンバーへの研修実施
- ・ 支援に係る情報共有や研修実施体制の充実のため、中核的人材や広域的支援人材等のネットワークを構築

強度行動障害への理解促進

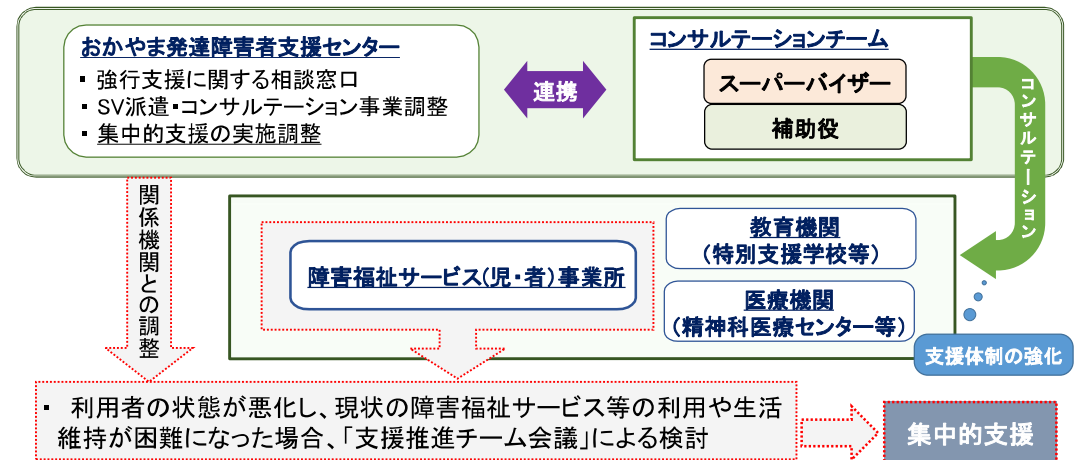
■強度行動障害への理解促進事業 【300千円】

- ・ 強度行動障害のある人の理解促進を図るため、県民や関係者を対象としたシンポジウム等を開催

困難群に対する支援 <機関コンサル>

■強度行動障害に係る機関コンサルテーション推進事業【拡充】 【6,608千円】

- ・ 対応や支援方法について困っている事業所等からの相談助言を行う窓口を設置
- ・ 施設や病院、学校等からの依頼に応じて、各分野の専門家(スーパーバイザー)を派遣
- ・ 集中的支援(法定給付)を実施する場合の関係機関との調整【拡充】



強度行動障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現

重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部長寿社会課、地域福祉課			
重点事業の名称	地域包括ケアシステム推進事業			
第4次生き生きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	2 福祉サービス推進プログラム
現状、課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2040年代半ばに高齢者人口がピークを迎えるとされる中、県内の介護職員は、令和12(2030)年に約2,7千人、令和22(2040)年に約4,4千人不足すると見込まれている。 ・人口減少による労働力不足等を背景に、外国人介護職員を受け入れる事業所が増加しており、円滑な就労・定着につながる支援が求められている。 ・訪問介護サービスは、令和6(2024)年4月の基本報酬引下げや、人口減少、人材不足など、事業所の運営が厳しい状況である。 ・高齢者が住み慣れた地域において、有する能力に応じて自立した生活を送ることができるようにするためには、市町村が行う介護予防事業のさらなる充実と多様な主体によるサービスの掘り起こしや担い手の養成が求められている。 <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図っていく必要がある。また、外国人介護人材の活用が期待されている。 ・新たに外国人介護人材の受入れを希望する事業所に対して、人材確保や、受入れのための環境整備への支援が必要である。 ・要介護者の地域での生活を支える訪問介護や通所介護の在宅サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で欠かせない要素であるが、中山間地域等においては、訪問等の効率が悪いため、必要な介護サービスが提供され、事業者の採算がとれるよう支援が必要である。 ・市町村が地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域課題の解決や目標達成のための施策の検討などの助言が必要である。 			
事業内容	<p>1 介護人材確保・職場環境改善等事業《357,105千円》</p> <p>(1) 介護テクノロジー導入支援事業《326,768千円》 終期：R8 うち2月補正(経済対策等分) 306,968千円</p> <p>介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護現場における生産性を向上し、業務の効率化や職場環境の改善を図ることで職員の離職防止・職場定着を推進するため、介護ロボット・ICT機器の導入に対する補助を行う。</p> <p>(補助対象者) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所、老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム</p> <p>(補助内容) 介護テクノロジー等の導入 (補助率) 4/5等</p> <p>(2) 新規中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業《30,337千円》 終期：R8</p> <p>中山間地域等において、利用者ニーズに応じた訪問介護や通所介護サービスの提供が行えるよう、訪問等に一定の時間を要し訪問介護や通所介護サービスを提供した事業者等に対し、上乗せ補助を行う市町村を支援する。</p> <p>(補助要件)</p> <p>介護報酬上の特別地域(算対象地域)に所在する事業所又は利用者に係るサービス提供において、訪問・送迎に片道20分以上を要する場合に介護報酬(基本部分)の10%を補助</p> <p>(補助対象者) 市町村 (補助率) 1/2</p>			

(3)外国人材活躍支援事業（再掲）

・新規外国人介護人材獲得強化事業 終期：R10

外国人介護人材の受入れを希望する事業所等が、海外現地での働きかけを強化し、現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う経費の一部を助成し、受入促進を図る。

（補助対象者）介護事業を行う法人

（補助内容）海外現地での人材確保に資する取組に必要な経費の一部を補助（補助率）3/4

・拡充外国人介護人材等研修支援事業 終期：R10

外国人介護人材の介護技能向上のための研修や、新たに外国人介護人材の指導方法について受入事業所の職員の研修等を実施することにより、介護現場での円滑な就労・定着を図る。

・新規外国人介護人材受入環境整備事業 終期：R10

外国人介護人材受入事業所等が、コミュニケーション支援やメンタルヘルスクア等の生活支援等を行う経費の一部を助成し、事業所の負担軽減及び介護業務に従事する外国人材の円滑な就労・定着を図る。

（補助対象者）介護事業を行う法人

（補助内容）外国人介護人材とのコミュニケーション支援等にかかる費用の一部を補助（補助率）2/3

2 地域包括ケアシステム市町村支援事業《40,739千円》

(1)介護予防市町村支援事業《5,420千円》 終期：R10

今後の介護人材不足を見据えた介護予防事業等の見直しについて、研修会等により市町村の意識醸成を促すとともに、通いの場への参加促進のため新たに通所付添サポーターの取組を始める市町村に高齢者の移動支援に係る実地指導を行うアドバイザー派遣を行うなど、市町村における介護予防の取組促進を図る。

(2)拡充地域包括ケアシステム普及啓発事業《10,121千円》 終期：R10

通いの場の普及、介護予防の重要性等について広く県民に情報発信するため、介護予防に取り組む団体や通いの場の参加者等が一堂に会し交流を深めるフォーラムを開催する。また、これまで蓄積してきた地域の課題解決に有効な取組事例等について、新たに各市町村にフィードバックし共有することで、効果的な取組の横展開を図る。

(3)アウトリーチ事業（市町村支援）《21,198千円》 終期：R8

地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、専門職（保健師、看護師、社会福祉士）で構成する市町村サポートチームを課に配置し、地域個別課題解決に向けた助言等を通じた、アウトリーチによる伴走型の市町村支援を行う。

(4)地域リハビリテーションリーダー育成・広域派遣事業《4,000千円》 終期：R10

地域における介護予防事業の強化により、市町村の地域ケア会議等においてリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を必要とする機会が増えていることから、岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会の協力のもとに構築した広域派遣調整の仕組みを通じて、リハビリテーション専門職が市町村の支援を安定的に継続できるよう、市町村事業に参加協力できるリハビリテーション専門職の確保・育成等を行う。

事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所に対し、介護ロボット・ICT導入の支援を行うことで、職員の業務負担軽減が図られ、職員の離職防止・職場定着が推進される。また、業務効率化により生み出された時間を介護ケアや利用者とのコミュニケーションの充実などにあてることで、介護サービスの質の向上が期待できる。 ・訪問介護や通所介護の効率性が特に低い中山間地域で事業を行う事業者へ支援を行うことにより、事業所の経営が安定し事業が存続することで、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができ、家族等の介護離職防止にも資する。 ・外国人介護人材受入事業所に対し、現地での人材確保や受入環境整備等への支援を行うことで、外国人介護人材の円滑な受入れと定着につながる。 ・市町村に対し、通いの場への参加促進事業のフォロー等を行い、各地域における介護予防の取組を促進し、高齢者の自立した生活の維持につなげる。また、本庁配置の市町村サポートチームによる相談対応や助言、全県から参加者を募る啓発フォーラムの開催、介護予防に欠かすことのできないリハビリテーション専門職の派遣調整等により、県が広域的な立場から支援・バックアップを行うことで市町村における取組を充実させることができ、地域包括ケアシステムのより一層の深化・推進を図ることができる。 							
	事業	生き活き指標 等		現状値	目標値	差		
事業目標	2(1)~(4)	生き活き介護予防のための通いの場への参加率		6.7%(R5)	8.0%(R9)	1.3%		
事業費の見積もり	区分	R7 予算額	R7.2月補正（経済対策等分）予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額	
	事業費（単位：千円）	74,719	306,968	90,876	21,061	21,061		
	財源内訳	国庫	17,027	245,574	51,337	21,000	21,000	
		起債						
		その他特定財源	57,692		39,539	61	61	
一般財源		61,394						

※R7 予算額は、11月補正予算額を含む

外国人材活躍支援事業 (外国人介護人材に対する支援)

介護人材不足の現状

本県における介護職員の需給推計

(第9期岡山県介護保険事業支援計画)



令和22(2040)年には、約4.4千人不足

県有効求人倍率 (R7(2025).1岡山労働局)

「介護職」 **4.64**
 「全産業」 1.61 **3倍**

外国人受入事業者の声

(R5年度外国人介護人材受入状況等に関するアンケート調査)

回答数 1,621事業所 (767法人)
 外国人受入者数 234事業所 (153法人)
 外国人介護人材数 825人

課題

仲介業者の紹介料が高額
 勤務態度に問題があるケースがある

事業者が現地で直接採用活動し
 質の高い人材を確保する必要がある

外国人介護人材受入制度に
 ついて知りたい

外国人を指導できる職員がいない

日本人職員向け研修の実施
 を求めている

外国人の定着が進まない

生活支援が必要

受入環境の整備が必要

事業内容

新規 外国人介護人材獲得強化事業

R8予算額：4,000千円

<再掲>

○海外現地の人材確保ルートの確立を支援

① 送り出し国の
 学校、送出機関、
 生活・文化・風習
 等の情報収集

② 海外現地の
 学校・送出機関
 等への訪問活動

③ 海外現地での
 説明会開催等の
 採用・広報活動

外国人介護人材等研修支援事業

R8予算額：3,000千円

<再掲>

○ **拡充** 受入事業所の日本人職員を対象とした研修の実施

研修内容 ・外国人介護人材の受入れ制度
 ・外国人介護職員のサポートのあり方

○外国人職員を対象とした介護技能向上研修の実施

新規 外国人介護人材受入環境整備事業

R8予算額：5,000千円

<再掲>

○外国人介護人材の定着につながる環境整備を支援

コミュニケーション支援

多言語翻訳機の導入
 介護マニュアル翻訳

生活支援

メンタルヘルスケア
 地域交流会開催

参入促進

学習支援

定着支援

重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部子ども家庭課			
重点事業の名称	子ども虐待防止総合強化事業			
第4次生き生きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	3 子ども・若者支援プログラム
現状・課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県児童相談所における令和6(2024)年度の子どもの虐待相談対応件数は、1,482件で対前年度比2%の微減となっているが、近年、高止まりの状態が続いている。 ・子どもやその親、家族を取り巻く環境や課題は、複雑化・多様化・複合化しており、一時保護児童が増加するとともに一時保護期間が長期化し、親子関係の再構築にも時間を要している。 ・通告・相談対応件数の増加に伴い、法的対応を伴う困難なケースも増えている。また、令和7(2025)年6月から、一時保護に係る司法審査が導入された。 ・児童養護施設の小規模化により各施設が所管するユニット数が増え、それに伴いそれぞれに職員の配置が必要のため、人員不足になり子どもの受け入れが困難なことがある。 ・令和6(2024)年4月から、改正児童福祉法が施行され、家庭支援事業等の新たな事業の創設、里親支援等の制度の拡充、里親支援センターの創設、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化などが規定された。 <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通告・相談対応件数の増加に伴い、夜間・休日の緊急対応も含め、児童相談所業務は増大している。一時保護児童が増加し、親子関係の再構築にも時間を要する中、一時保護期間が長期化している。とりわけ、16歳以上の子どもの一時保護件数の増加が顕著である。一人ひとりの子どもの状況に応じた養育環境を提供するためには、相談体制の強化、一時保護施設の機能強化・体制整備が課題である。特に、緊急性やケアニーズが高く、親子関係の調整等に時間を要する子どもを安全に一時保護することができる環境の確保が不可欠である。 ・法的対応を伴う困難なケースが増えているが、子どもの安全を確保するために、必要な法的対応を適宜行えるような体制整備が必要である。 ・児童相談所が一時保護や施設への入所措置を行う際に、子どもの意見表明権を保障するための環境整備が必要である。 ・市町村こども家庭センターの設置が進んでいるが、増加する子ども虐待相談等に対応するための体制整備に各関係機関が十分に対応できているとは言えない。地域における相談支援の充実の一つとして、倉敷児童相談所の分室を設置し、相談体制の強化を図ることが必要である。 ・家庭養育優先原則のもと、本県では、里親委託推進業務を児童相談所が担い、近年全国的にも高い委託率で推移してきているが、里親支援センターの設置など、さらなる里親委託推進が求められている。さらに家庭養育を推進する中で、ファミリーホームでは、ケアニーズの高い子どもの対応も行っており、そういった子どもの支援等に対応するための人材確保・体制強化が必要である。 			
事業内容	<p>1 子ども虐待防止の意識醸成 子ども虐待防止強化事業《2,278千円》 終期：①R8、②R9</p> <p>子どもの虐待防止を推進するため、子どもの支援者の資質向上を図るとともに、子どもを含む県民、関係機関・団体等に対する普及・啓発活動を継続的に実施し、虐待防止に向けた機運の醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ヤングケアラー理解のための普及啓発と支援者への研修 ②アセスメントツールの活用を通じた支援者の資質向上及び県民の虐待に対する意識の向上 			

2 地域の相談支援体制の強化

児童家庭支援センター運営事業《27,297千円》 終期：R8

県が所管する児童家庭支援センターに対し、地域における子ども・家庭支援を担い、児童相談所の補完的役割を果たせるよう運営費を補助する。

3 市町村の機能・体制強化《31,714千円》

(1)市町村子ども家庭センターサポート事業《1,866千円》 終期：R9

市町村子ども家庭センターの設置状況に応じた課題分析を行い、解決に向けて取組を進めていくため、研修会、あり方検討会、事例検討会や検討の成果報告会を実施する。

(2)子育て家庭支援基盤整備事業《3,270千円》 終期：R11

社会的養護に係る子どもの権利が守られる体制の構築を推進していくとともに、親子関係の修復や再構築を図るための支援を県や市町村、施設等の関係機関が協働して行える体制の構築を推進していくため、市町村が実施する事業に対し補助を行う。

(3)子育て家庭相談等支援基盤整備事業《26,578千円》 終期：R11

社会的養護経験者や虐待経験者がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等への支援や、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援を推進するため、市町村が実施する事業に対し補助を行う。

4 児童相談所の機能・体制強化《101,933千円》

(1)新規児童相談所体制整備事業（分室設置）《1,790千円》 終期：①R8、②終期なし

相談者の利便性の向上、タイムリーな相談体制を確保するとともに、児童家庭支援センターと連携して在宅支援等地域支援の充実を図るため、倉敷児童相談所管内で最も相談件数の多い水島地区に児童相談所の分室を設置する。

- ①設置費用
- ②分室運営費用

(2)拡充児童相談所法的対応強化事業《6,401千円》 終期：R10

虐待を受けた子どもの保護や支援にあたり司法の関与が進む中、弁護士との顧問契約や未成年後見制度の活用により、児童相談所の法的実務への対応力を強化するとともに、子どもの安全と最善の利益を確保する。

①法的対応機密強化事業

弁護士と顧問契約を締結することにより、児童福祉法第28条に基づく申立てや、親権停止・喪失に係る申立て等、司法手続を必要とする事案に即時に対応できる体制を整備する。

②未成年後見人支援事業

児童相談所長の申立てにより開始された未成年後見又はそれに準じる状況にあると認められた未成年後見について、被後見人に代わり未成年後見人の報酬を支弁する。

(3)子どもの権利擁護推進事業《5,560千円》 終期：R10

児童相談所が入所措置や一時保護を行う際に、子どもの意見・意向を尊重しながら、子どもの最善の利益を考慮した措置等を行うため、子どもの意見聴取を実施する。

(4)親子関係再構築支援事業《5,318千円》 終期：R10

児童相談所が、精神科医等の協力を得て子どもや保護者等に対してカウンセリング等を実施する。

親子関係再構築を専任とする親子関係再構築支援員を児童相談所に配置し、精神科医や児童福祉司・児童心理司等と連携しながら支援計画のコーディネートを行うことなどにより、親子関係の改善を図る。

(5)児童相談所業務効率化促進事業《50,754千円》 終期：R9

児童相談所において、子どもの支援に多くの時間を充てることができるよう、ICTツール（タブレット等）を活用したシステムを活用し、業務の効率化を図るとともに、システム上にデータを集約することで情報の検索性、情報共有の効率性の向上を図る。

(6)児童虐待対応強化事業《17,122千円》 終期：R8

増加する児童相談所の相談受付に対応するため、児童福祉司の指揮の下、子ども虐待に関する調査、関係機関との連絡調整等の業務補助を行う児童虐待対応協力員を各児童相談所へ配置する。

(7)拡充児童相談所一時保護機能強化事業《14,988千円》 終期：R10

一時保護施設における個別ケアの充実や混合処遇への対応、教育の保障などを行う一時保護対応協力員を中央児童相談所に配置するとともに、一時保護専用施設との連絡調整、登園・登校支援の補助等に対応する一時保護連絡調整補助員を津山児童相談所に配置し、機能強化を図る。

さらに、一時保護児童の医療機関への入院に係る付添い業務について家庭訪問所等に委託することで、一時保護機能のさらなる強化を図る。

5 里親委託等の推進《61,342千円》

(1)里親支援センター開設等支援事業《8,000千円》 終期：R8 2月補正（経費対策等分）

里親支援センター業務を担う事業者に対して、里親支援センターの開設に必要な設備の整備、備品の購入等に係る経費を補助し、里親・里子等の包括的な支援体制の整備を図る。

（補助率）10/10 （補助上限額）8,000千円

(2)里親養育包括支援事業《21,472千円》 終期：R9

里親支援の強化のため、一時里親制度の活用等により新規里親の開拓や制度の普及啓発を行うとともに、里親研修、子どもと里親のマッチング、里親委託中や解除後の支援など、里親・里子への包括的なフォローアップ体制の整備を図る。

(3)拡充ファミリーホーム体制強化事業《31,870千円》 終期：①R10、②R8

ケアニーズの高い子どもの支援等に対応するため、補助員を追加配置する場合の人件費を補助するとともに、新たにファミリーホーム新規開設費用の補助を実施する。

①補助員の追加配置に係る補助事業

ケアニーズの高い子どもの支援等に対応するため補助員を追加配置するファミリーホームに対して、人件費の補助を実施する。

（補助率）10/10

②ファミリーホーム新規開設に係る補助事業

ファミリーホームを新たに開設（改修）する事業者に対して、補助を実施する。

（補助率）10/10 （補助上限額）8,000千円

	6 社会的養育経験者の自立支援 社会的養育自立支援拠点事業《29,051千円》 終期：R9 社会的養育経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。							
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護や入所措置等を行った子どもに対して、弁護士等によるヒアリングを行い、子どもの意見を聴き反映することで、より養育に適した環境整備が図られ、子どもが安心して生活することができるとともに、職員との信頼関係を築くことができる。 児童相談所の分室を水島地区に設置し、児童家庭支援センターと連携して在宅支援等を行うことにより、相談者の利便性の向上やタイムリーな相談につながり、地域支援の充実が図られる。 市町村こども家庭センターサポート事業を実施することにより、こども家庭センター設置市町村が増え、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行うことができる。 里親や里子に対する包括的なフォローアップ体制を整備することで、子どもが家庭的な環境で養育を受ける機会が広がり、里親等委託率の向上が期待される。 							
事業目標	事業	生き活き指標 等		現状値	目標値	差		
	3(1)	生き活きこども家庭センターの設置市町村数		18市町村(R7)	22市町村(R10)	4市町村		
	5	里親等委託率(社会的養育推進計画)		35%(R7)	54%(R10)	19%		
事業費の見積もり	区分	R7 予算額	R7,2月補正(経済対策等分)予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額	
	事業費(単位:千円)	213,512	8,000	245,615	166,878	86,918	30,781	
	財源内訳	国庫	71,964	6,000	61,285	34,626	22,629	
		起債						
		その他特定財源	58,744		60,006	52,592	38,067	29,848
一般財源		82,804	2,000	124,324	79,660	26,222	933	

※R7 予算額は、11月補正予算額を含む

子ども虐待防止総合強化事業(R8)

子ども虐待防止の意識醸成

- ◇ 子ども虐待防止強化事業
子どもを含む県民へヤングケアラー等の周知啓発や支援者向け研修等を実施する。

地域の相談支援体制の強化

- ◇ 児童家庭支援センター運営事業
児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターに対し、運営費を補助する。

市町村の機能・体制強化

- ◇ 市町村こども家庭センターサポート事業
市町村こども家庭センターに専門家支援チームを派遣し、組織的な機能強化を図る。
- ◇ 子育て家庭支援基盤整備事業
市町村が行う「こどもの権利擁護環境整備事業」「親子再統合支援事業」に対し、補助を行う。
- ◇ 子育て家庭相談等支援基盤整備事業
市町村が行う「社会的養護自立支援拠点事業」「妊産婦等生活援助事業」に対し、補助を行う。



児童相談所の機能・体制強化

- 新規** ◇ 児童相談所体制整備事業
倉敷児童相談所の分室を設置し、相談体制の強化や地域支援の充実を図る。
- 拡充** ◇ 児童相談所法的対応強化事業
弁護士との顧問契約、未成年後見制度の活用等
- ◇ 子どもの権利擁護推進事業
子どもの最善の利益のため、意見聴取を実施する。
- ◇ 親子関係再構築支援事業
親子関係再構築支援員を児童相談所に配置し、親子関係の改善を図る。
- ◇ 児童相談所業務効率化促進事業
新システム導入により、業務効率化を図る。
- ◇ 児童虐待対応強化事業
児童虐待対応協力員を各児童相談所に配置する。
- 拡充** ◇ 児童相談所一時保護機能強化事業
一時保護対応協力員等を配置する。

里親委託等の推進

- ◇ 里親支援センター開設等支援事業
【2月補正（経済対策等分）】
里親支援センターの開設費用を補助する。
- ◇ 里親養育包括支援事業
里親・里子への包括的なフォローアップ体制の整備を図る。
- 拡充** ◇ ファミリーホーム体制強化事業
補助員配置の件費を補助するとともに、新たに新規開設（改修）費用を補助する。

社会的養護経験者の自立支援

- ◇ 社会的養護自立支援拠点事業
社会的養護経験者等の交流の場を開設し、必要な支援につなぐ。

重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども家庭課													
重点事業の名称		岡山県青少年総合相談センターSNS相談事業													
第4次生き生きプラン		重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	3 子ども・若者支援プログラム										
現状課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10代の少年による凶悪犯罪の続発や、いじめや不登校などの問題行動が大きな社会問題となる中、その背景にある青少年の悩みや不安を解消するため、平成13(2001)年7月に、それまで別の場所で運営していた青少年関係の相談窓口を1箇所にまとめ、岡山県青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110）を設置した。 現在、4つの特色ある窓口が相互に連携しながら、電話やメール、面接による相談を実施しており、令和5(2023)年5月には、総合相談窓口にSNS相談を開設した。 <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンが普及し、青少年のコミュニケーションツールとして、SNSが主流となっている。 青少年が相談しやすい環境を整備するためには、青少年のコミュニケーションツールの変化に対応した相談手段を提供することが重要であり、電話やメール、面接による相談窓口に加え、SNSを活用した相談窓口を設置し、青少年のニーズに対応した多様な相談方法を提供する必要がある。 SNS相談は、岡山県青少年総合相談センターにおける令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の試行実施を経て、令和5(2023)年5月から通年で実施しており、相談件数が着実に増加するなど、相談窓口の一つとして定着している。 														
	<p>1 岡山県青少年総合相談センターSNS相談事業《15,503千円》 終期：R10</p> <p>青少年のコミュニケーションツールの変化等に合わせ、悩みや不安を抱える青少年が相談しやすい環境の整備を図るため、岡山県青少年総合相談センターにおいて、SNSを活用した相談窓口を設置する。</p> <p>(対象) 県内に在住・在学する39歳以下の青少年及びその保護者 (相談対応時間) 週3日【火・木・土曜日】17:00～21:00</p> <p>(実施方法) SNS相談の実施、緊急時の対応、システムの構築・運用・管理等を民間事業者へ委託</p>														
事業内容	<p>・ SNSを活用した相談には、会話が苦手な方も利用しやすい、周囲に気付かれずに相談できるといったメリットがあり、電話等では相談につながらなかった青少年が一人でも多く相談につながることで、悩みや不安を抱える青少年の孤立・潜在化が防止できる。</p> <p>・ SNSの利点として、窓口が混雑していない時間に相談員から相談者への話しかけを行うプッシュ型アプローチが可能であり、相談件数が増加する。</p> <p>・ 生命に関わるような困難な事案も一定数発生する中、SNSカウンセラー資格など高い専門性と経験を有する相談員により、安定的な運営が確保できる。</p>														
事業効果	<p>・ SNSを活用した相談には、会話が苦手な方も利用しやすい、周囲に気付かれずに相談できるといったメリットがあり、電話等では相談につながらなかった青少年が一人でも多く相談につながることで、悩みや不安を抱える青少年の孤立・潜在化が防止できる。</p> <p>・ SNSの利点として、窓口が混雑していない時間に相談員から相談者への話しかけを行うプッシュ型アプローチが可能であり、相談件数が増加する。</p> <p>・ 生命に関わるような困難な事案も一定数発生する中、SNSカウンセラー資格など高い専門性と経験を有する相談員により、安定的な運営が確保できる。</p>														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業</th> <th style="width: 30%;">生き生き指標 等</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 15%;">差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						事業	生き生き指標 等	現状値	目標値	差				
事業	生き生き指標 等	現状値	目標値	差											
事業費の見積もり	区分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額									
	事業費(単位：千円)	14,645	15,503	15,503	15,503										
	財源内訳	国庫	7,322	7,751	7,751	7,751									
		起債													
		その他特定財源													
一般財源	7,323	7,752	7,752	7,752											

岡山県青少年総合相談センターSNS相談事業

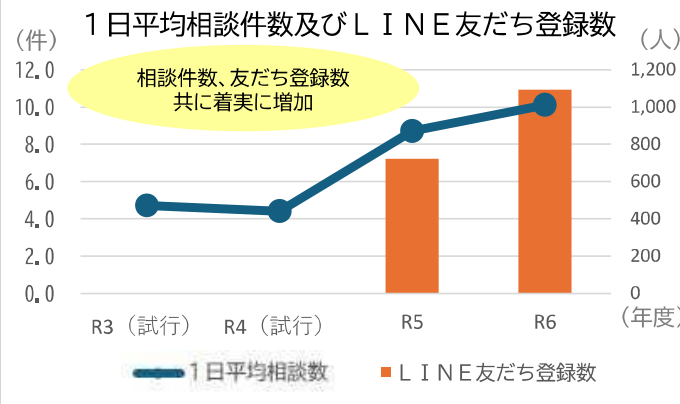
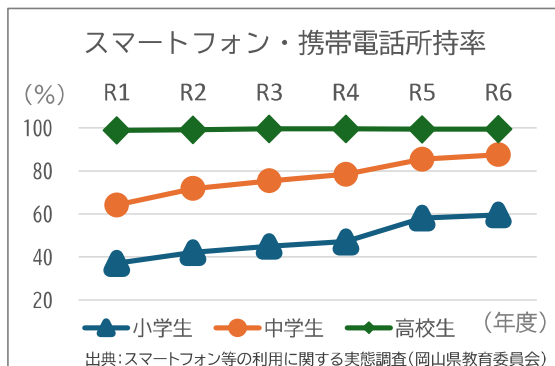
岡山県青少年総合相談センターの相談窓口

- 青少年や保護者を対象に、総合相談窓口など特色ある4つの相談窓口が相互に連携しながら、電話やメール、面接による相談を実施
- 令和5(2023)年5月には、総合相談窓口にSNS相談を開設



課題・必要性

- スマートフォン所持率の変化等



アンケート結果等

- 時間帯については、「ちょうどいい」との回答が約64%となっている。
- 自由記述においても、「自分のペースで会話ができる」、「文字に残っているので、また悩んだときに読み返そうと思う」等の意見が寄せられており、SNSのメリットを生かし、相談窓口の一つとして定着している。
- 友だち登録しているものの相談につながっていない相談者がいるため、窓口が混雑していない時間に話しかけを行い、相談につながる場合もある。

多くの青少年がスマートフォン等を所持

青少年のコミュニケーションツールの変化に対応した相談手段の提供が重要

プッシュ型アプローチも可能な相談窓口の一つとして定着

取組

- 岡山県青少年総合相談センターにSNSを活用した相談窓口を設置 → 悩みや不安を抱える青少年の**利便性向上**と**プッシュ型アプローチ**

対象 県内に在住・在学する39歳以下の青少年及びその保護者

相談対応時間 週3日 **火・木・土曜日** 17:00~21:00

実施方法 相談員がチャット形式で相談に対応 相談対応や緊急時の対応、システムの構築・運用・管理等を民間事業者に委託

SNS相談の主なメリット

- 会話が苦手な方も利用しやすい
- 周囲に気付かれずに相談できる
- 文字にすることで、置かれている状況や気持ちを整理できる

青少年のコミュニケーションツールの変化に合わせ、悩みや不安を抱える青少年が相談しやすい環境を整備

悩みや不安を抱える青少年の孤立・潜在化の防止

重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部障害福祉課			
重点事業の名称	医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業			
第4次生き生きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	3 子ども・若者支援プログラム
現状課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療的ケア児数：395人（令和7(2025)年9月調査） ・医療的ケア児支援法（令和3(2021)年9月施行）に基づき、医療的ケア児及びその家族等に対する総合的な窓口として「岡山県医療的ケア児支援センター」を令和4(2022)年4月に設置し、各種相談や助言、情報提供等を行っている。 ・医療的ケア児等（重症心身障害児者を含む）を抱える家族の負担は大きく、慢性的な睡眠不足や自身の外出困難、通園・通学の困難さなど、精神的・身体的・経済的負担が大きい。 ・医療的ケア児等が、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育など、様々な分野の関係機関と連携し、必要な支援を総合的に調整する役割を担う者（医療的ケア児等コーディネーター）を、毎年度養成している。（平成29(2017)年度～令和6(2024)年度研修修了者351名） ・平成26(2014)年度から開始した短期入所サービス拡大促進事業の利用は年々伸びているが、対応できる職員不足等により受入可能な施設数は伸び悩んでいる。 <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等を抱える家族の負担軽減を図るレスパイトサービス（短期入所）に加え、日中におけるサービス提供の充実が必要である。 ・レスパイトサービス（短期入所）等の提供には、受入先において専門的な知識・技術が必要であることから、支援を行う人材の確保・育成が必要である。 ・岡山県医療的ケア児支援センターと連携し、地域での支援の窓口となる医療的ケア児等コーディネーターの養成及び資質向上を図る必要がある。 			
事業内容	<p>1 医療的ケア児及びその家族等の日常生活における支援《25,424千円》</p> <p>(1) 短期入所サービス拡大促進事業《19,424千円》 終期：R10</p> <p>医療的ケア児等（重症心身障害児者を含む）を受け入れた短期入所サービス事業者に対し、利用日数に応じて補助する市町村へ助成する。 （補助対象者）市町村（政令市を除く） （補助率）1/2</p> <p>(2) 短期入所事業所開設等支援事業《6,000千円》 終期：R10</p> <p>① 短期入所事業所分《4,000千円》</p> <p>医療的ケア児等を受け入れようとする短期入所事業所（当該事業所を新たに設置しようとする者を含む）に対し、施設改修（小規模修繕に限る）に要する経費を補助する。 （補助率）1/2 （上限額）2,000千円</p> <p>② 新規障害児通所支援事業所分《2,000千円》</p> <p>医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援サービスを開始・拡充する事業所に対し、必要な設備整備及び備品購入等に要する経費を補助する。 （補助率）1/2 （上限額）1,000千円</p>			

	<p>2 医療的ケア児等に対応できる専門人材の育成と確保 医療的ケア児等支援者養成事業《2,656千円》 終期：R10 ①医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修事業《1,556千円》 医療的ケア児等の支援を総合調整する者（コーディネーター）や事業所等で直接支援する者を養成する。（法定研修）</p> <p>②医療的ケア児等コーディネーター資質向上研修《400千円》 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の資質向上のためのフォローアップ研修を実施する。</p> <p>③医療的ケア児等短期入所サービスケア実習事業《275千円》 医療的ケアに従事する看護職員や介護職員を対象に、医療的ケア児等の受入れに必要な知識・技術の向上を図るため、現場における実習を実施する。</p> <p>④障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業《425千円》 障害者支援施設等の現任職員の喀痰吸引等研修受講（1号・2号研修に限る）に要する経費を補助する。</p>					
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に居住する医療的ケア児等を抱える家族に対し、短期入所サービスなどのレスパイトケアを充実させることで、家族の精神的・身体的・経済的負担の軽減、生活の安定、医療的ケア児のQOL（生活の質）の向上及び健やかな成長の促進につながる。 ・医療的ケア児等支援者の養成及び資質向上に向けた取組は、専門人材の不足や地域における支援資源の偏在といった現状の課題を補い、地域における相談支援体制や支援ネットワークの充実につながる。 ・岡山県医療的ケア児支援センターを核とした相談支援、情報提供、多機関連携の推進により、医療的ケア児等及びその家族への包括的支援を実現するとともに、地域の理解促進と共生社会の実現につながる。 					
事業目標	事業	生き活き指標 等	現状値	目標値	差	
	1	医療的ケア児を受入可能な事業所数	238 事業所(R6)	280 事業所(R10)	42 事業所	
	2①	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	351 人(R6)	550 人(R10)	199 人	
事業費の見積もり	区 分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額
	事業費(単位：千円)	24,880	28,080	28,080	28,080	
	財源内訳	1,688	1,115	1,115	1,115	
	国 庫	7,864	5,403	5,403	5,403	
	起 債	15,328	21,562	21,562	21,562	
	その他特定財源					
	一般財源					

医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業

現状・課題・必要性

- ・医療的ケア児等支援法(令和3(2021)年9月施行)に基づき、医療的ケア児及びその家族等に対する総合的な窓口として「岡山県医療的ケア児支援センター」を令和4(2022)年4月に設置し、各種相談や助言、情報提供等を行っている。
- ・医療的ケア児等(重症心身障害児者を含む)を抱える家族の負担は大きく、慢性的な睡眠不足や自身の外出困難、通園・通学の困難さなど、精神的・身体的・経済的負担が大きい。
- ・在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児支援センターによる相談支援や支援者養成を進めるとともに、医療的ケア児等を一時的に預かる環境を整備していく必要がある。

日常生活における支援

■短期入所サービス拡大促進事業

【19,424千円】

- ・医療的ケア児等(重症心身障害児者を含む)による短期入所の利用日数に応じて事業所へ補助する市町村への助成(政令市を除く)

○補助率: 1/2

補助基準額	<短期入所の利用>	
	・医療型: 1人1日の利用につき	10,000円
	・福祉型: 1人1日の利用につき	7,900円
	<緊急時の受入れの場合>	
	・医療型・福祉型: 1人1回の利用につき	7,000円

■短期入所事業所開設等支援事業

①短期入所事業所分

【4,000千円】

- ・医療的ケア児等を受け入れようとする短期入所事業所(当該事業所を新たに設置しようとする者を含む)に対し、施設改修(小規模修繕に限る)に要する経費を補助

○補助率: 1/2 ○上限額: 2,000千円

②障害児通所支援事業所分【新規】

【2,000千円】

- ・医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援サービスを開始・拡充する事業所に対し、必要な設備整備及び備品購入等に要する経費を補助

○補助率: 1/2 ○上限額: 1,000千円

専門人材の育成と確保

■医療的ケア児等支援者養成事業

①医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修事業

【1,556千円】

- ・医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)や事業所等で直接支援する者を養成(法定研修)

②医療的ケア児等コーディネーター資質向上研修

【400千円】

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の資質向上のためのフォローアップ研修を実施

③医療的ケア児等短期入所サービスケア実習事業

【275千円】

- ・医療的ケアに従事する看護職員等の資質向上を図るため、現場における実習を実施

④障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

【425千円】

- ・障害者支援施設等の現任職員の喀痰吸引等研修受講(1号・2号研修に限る)に要する経費の補助

医療的ケア児等の健やかな成長を図るとともに、その家族の負担を軽減

重点事業調書

担当部局・課名	保健医療部医療推進課、健康推進課、疾病感染症対策課			
重点事業の名称	おかやまママ安心サポート事業			
第4次生き活きプラン	重点戦略	I 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現	戦略プログラム	2 妊娠・出産・子育て支援プログラム
現状・課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7(2025)年に国の検討会において「プレコンセプションケア推進5か年計画」が示され、各ライフステージにおいて、プレコンセプションケアに関する正しい知識を普及することの重要性が明記されている。 ・本県の令和6(2024)年の合計特殊出生率は1.27で、年々減少傾向にあり、妊娠・出産、子育てを通じ、母子を支える総合的な対策が求められている。また、保健医療計画を成育基本法に基づく計画としても位置付け、母子に対する切れ目のない支援体制の構築を目指している。 ・晩婚化、晩産化が進む中で、女性が妊娠・出産しようとする時期が後ろ倒しになることにより、希望どおりに子どもを持つことが難しくなる可能性があるとともに、誰しも、疾病等による妊孕性(※1)の低下に直面する可能性がある。 ※1 妊孕性は、「妊娠する、子どもを持つ力」という意味で使われる。 ・令和4(2022)年における体外受精による出生児数は77,206人であり、その割合は総出生児数(770,759人)の約10人に1人となり、年々増加傾向にある。また、不妊治療は令和4(2022)年度から保険適用となった。 ・将来子どもを産み、育てることを望む小児・AYA世代(※2)のがん患者等にとって、治療により妊孕性が低下することは、大きな課題であることから、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療(以下「妊孕性温存療法等」という。)に要する費用の一部を助成してきた。また、妊孕性温存療法等の有効性・安全性については、エビデンス集積や長期間の検体保存のガイドライン作成等が求められており、国において研究を行っている。 ※2 AYAは、Adolescent and Young Adultの略で、「思春期・若年成人世代」の意味で使われる。 ・国の骨太の方針に少子化対策・こども政策の抜本強化として、産後ケア事業や新生児聴覚検査、新生児マススクリーニングなど母子保健対策の推進が明記されている。 ・心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、国が令和5(2023)年度から対象者を「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」から「産後ケア事業を必要とする者」へ拡大したことから、利用需要が増加している。 ・新生児マススクリーニング検査について、治療薬の開発等により公費負担対象疾患の追加の必要性が指摘され、令和5年度補正予算より国では重症複合免疫不全症(SCID)及び脊髄性筋萎縮症(SMA)について、実証事業が開始されたところである。 ・令和5(2023)年に国の「こども未来戦略方針」において「乳幼児健診等を推進する」とされ、国の令和5年度補正予算において、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の実施体制確保のための助成事業が創設された。令和10(2028)年度までに全国の5歳児健康診査の実施率を100%にすることが示されている。 ・限りある医療資源を有効に活用した新たな協働モデルを構築し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係者による協議の場として「おかやま妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会」を設置し、情報・課題の共有、意見交換を行っている。 ・少子化や人材不足により、産科医療機関の閉院が相次ぐなど、安心して妊娠・出産するために不可欠な医療提供体制に重大な懸念が生じており、加えて、令和6(2024)年4月から始まった医師の働き方改革を踏まえた小児・周産期医療提供体制の整備も不可欠となっている。 			

【課題・必要性】

- ・プレコンセプションケアの概念やそれらの正しい知識の取得方法、相談する場所・手段については、必ずしも広く知られていないことから、引き続きライフステージに応じた妊娠や健康等に関する正しい知識の普及が必要である。
 - ・疾病等により、誰しも妊孕性の低下に直面する可能性があり、その際の選択肢の1つとして、卵子凍結による妊孕性温存の方法等について正しく情報提供し、卵子凍結を活用する必要がある。
 - ・体外受精による出生割合が年々増加傾向にある中、不妊治療を受けたい方が不妊治療を早期に受けられる環境を整える必要がある。
 - ・不妊治療は令和4(2022)年度から保険適用となったが、妊娠まで複数回の治療を受ける事例も多く治療費は依然高額であり、不妊治療を受けやすくするため、経済的負担を軽減する必要がある。また、不妊治療は就労しながら治療している人も多く、継続し安心して治療するためには、企業側への理解促進に向けた啓発が必要である。
 - ・妊孕性温存療法等は、高額な自費診療となり、小児・AYA世代のがん患者等にとって経済的負担が大きい。そのため、経済的負担を軽減するとともに、妊孕性温存療法等についての情報を治療の対象となる患者にもれなく提供する必要がある。
 - ・妊娠・出産を含むプレコンセプションケアに関する不安や悩みを持つ方々が、今後、より相談しやすくなるような相談体制づくりが必要である。
 - ・基礎疾患のある妊産婦等は、治療や処方される薬が妊娠や授乳に与える影響等について不安を抱えており、相談支援体制を整える必要がある。
 - ・安全、安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境の構築に向け、遠方での分娩を余儀なくされている妊婦への経済的負担の軽減を図る必要がある。
 - ・産後ケア事業を受託する産科医療機関等の偏在のほか、サービス提供体制が不足する中、希望する産後ケアサービスが受けられるよう広域的な調整の必要がある。
 - ・子どもの健やかな発達のために、早期発見、早期治療することで健康な生活を送ることができる疾患のマススクリーニング検査体制の充実が必要である。
 - ・乳幼児健診の健診医や医師以外の専門職を確保できない地域が多いことから、健診医や医師以外の専門職の確保・養成を図り、健診の実施体制に係る広域調整を行う必要がある。
 - ・オープンシステム(※1)・セミオープンシステム(※2)の活用や医療機関・助産所の役割の明確化と機能分担を図りながら、地域全体で持続的な周産期医療提供体制の構築を図る必要がある。
- ※1 地元で妊婦の健康診断を担当した医師・助産師が、分娩時に連絡を受け、周産期母子医療センター等の連携病院に出向き、出産に対応する仕組み
- ※2 地元の産科診療所等が妊婦の健康診断を行い、周産期母子医療センター等の連携病院の医師・助産師が出産に対応する仕組み
- ・休日夜間の小児救急に対応できる医療機関に限られ、軽症者を含めた患者の集中により、小児救急医療の現場が逼迫しているため、小児救急電話相談(#8000)のさらなる活用促進や保護者への応急処置等の基礎知識普及等を通じ、家庭の看護力を高めることで、保護者の不安を和らげるとともに、小児救急医療の適正利用を促す必要がある。
 - ・「おかやま妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会」において、不妊治療への支援、新生児拡大マススクリーニング検査の体制整備の必要性が指摘された。

○妊娠前からのヘルスケアの推進

1 拡充プレコンセプションケア推進事業《3,170千円》 終期：R10

医師や助産師、看護学生等のプレコンサポーター等を講師として若い世代を対象に出前講座や座談会等を実施し、リーフレット等を活用しながら妊娠・出産を含む性と健康管理に関する正しい知識を普及し、ライフプランの作成や健康管理を自ら行えるよう、プレコンセプションケアの推進を図る。

○妊娠・出産を希望する方への支援

2 新規卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証モデル事業《34,773千円》 終期：R9

卵子凍結を考える県民に対して、正しく理解した上で実施の有無を判断してもらうため、講習会等により正確な情報提供を行う。

県が指定する医療機関で実施する卵子凍結、凍結卵子を用いた生殖補助医療及び血清AMH検査に係る費用の一部を助成する。

(補助対象者) 将来、疾病等による妊孕性の低下に直面する可能性が高い43歳未満の女性で、卵子凍結を希望する者(がん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の対象者を除く)

(補助内容) 県が指定する医療機関で実施する卵子凍結、凍結卵子を用いた生殖補助医療及び血清AMH検査に係る費用の一部

(補助率) 国費 10/10

3 不妊・不育に悩む人への支援事業《112,152千円》

(1) 不妊治療費助成事業《105,700千円》 終期：R9

妊娠まで複数回の治療を受ける方も多く、治療費は高額となるため、不妊治療（保険適用の生殖補助医療）にかかる医療費の助成を行う市町村（岡山市・倉敷市含む）へ補助を行い、不妊治療を受けやすい環境を促進する。（補助率 1/2、上限 5 万円）

(2) 補充不妊治療対策事業《6,452千円》 終期：R10

不妊症で治療する人は 4.4 組に 1 組と言われており、就労しながら治療している人も多い。安心して治療を継続するためには、企業側の理解が不可欠であり、正しく理解してもらうとともに、職場でできる支援について考える機会とするため、企業に対して普及啓発を行う。

4 小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業《8,137千円》 終期：R9

(1) 妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る治療費助成事業《6,875千円》

小児・AYA 世代のがん患者等が、希望を持ってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、その有効性等のエビデンスを集積し、将来子どもを産み、育てることの希望を繋ぐ。

（補助対象者）小児・AYA 世代のがん患者等、（補助率）国費 1/2、県費 1/2

(2) 医療従事者研修事業《1,262千円》

がん診療連携拠点病院等に設置されている、がん相談支援センターの医療従事者に対して、助成制度に関する知識や患者への説明スキルを取得するための研修を行う。

○安心・安全な妊娠・出産を支える産前産後のトータルケア

5 補充おかもやま妊娠・出産サポートセンター事業《3,159千円》 終期：R9

妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を実施するため、専門的知識を有する機関において、思春期の健康や妊娠・出産、人工妊娠中絶、婦人科疾患、処方薬等の妊娠や授乳への影響等に悩む者に対して必要な助言や情報は提供を行うなどの相談しやすい環境整備に加え、相談窓口の周知を図る。

6 妊産婦等に対する交通費等支援事業《12,622千円》 終期：R8

近隣に産科医療機関や分娩取扱施設がなく、遠方の産科医療機関等で妊婦健診等を受診する必要がある妊婦等や遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、交通費等の助成を行う市町村へ補助を行い、妊産婦等の経済的負担の軽減を図る。

(1) 補充妊産婦等に対する遠方の産科医療機関等への交通費支援事業《8,641千円》

（補助対象者）妊産婦等

（補助内容）遠方の産科医療機関等までの移動にかかる交通費

※妊婦健診のタクシー利用を追加、産後ケアや不妊治療等を助成対象に追加

（補助率）国費 1/2、県費 1/4

(2) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業《3,981千円》

<概ね 60 分以上の移動時間を要する場合>

（補助対象者）遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦

（補助内容）分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）

（補助率）国費 1/2、県費 1/4

<概ね 30 分以上 60 分未満の移動時間を要する場合> ※国庫補助事業の要件緩和を行い、単県事業として実施

（補助対象者）遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦

(補助内容) 分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費(出産時の入院前の前泊分)
(補助率) 1/2

7 拡充産後ケア事業の体制強化事業《2,471千円》 終期: R8

保健師や助産師等を対象に課題解決のための研修や、産後ケアを利用した母親からの意見を聞く場を設けるとともに、産後ケア事業を実施する医療機関等と市町村のマッチングを行い、産後ケア事業の受け皿の確保を推進する。また、産後ケアの利用拡大を図るため、普及推進に対する検討会の実施や周知物の作成、サービス向上や利用者の負担軽減が図られる手続き等の体制整備を推進するための研修会を実施する。

○子どもの健やかな成育のための予防活動

8 新生児聴覚検査機器購入補助事業《46,903千円》 終期: R8

新生児聴覚検査の実施にあたり、検査機器の耐用年数が経過し更新が必要な産科医療機関等を対象に、検査機器の購入費用を補助する。

(補助対象者) 聴覚検査機器を更新する必要がある産科医療機関等

(補助基本額) 1医療機関等当たり3,600千円 (補助率) 国費1/2、県費1/2

9 新生児マススクリーニング検査補助事業《68,301千円》 終期: R9

(1) 先天性代謝異常等検査(新生児マススクリーニング)事業《26,313千円》

生後4~6日の新生児を対象に血液による検査を実施し、子どもの健やかな成長を支援する。

(2) 新生児マススクリーニング検査(拡大分)補助事業《41,988千円》

重症複合免疫不全症(SCID)等を対象とした新生児マススクリーニング検査について、保護者へ検査費用の補助等を行い、早期発見、早期治療に結び付けることにより、未来を担う子どもたちの健全な発育を図る。

10 新規乳幼児健診推進事業《1,503千円》 終期: R10

医師や医師以外の専門職を対象に乳幼児の発達及び発育を踏まえた健診スキルを習得できる研修を行い、市町村の5歳児健診の健診医と医師以外の専門職の確保・養成を図る。

○子どもの急病の不安緩和、家庭の看護力強化

11 小児救急電話相談(#8000)及び家庭の看護力強化事業《23,300千円》 終期: なし

民間事業者に委託し、休日夜間の子どもの体調急変等への対応についての電話相談を受け、医療機関受診の必要性等についてアドバイスを行う。また、医療関係者と連携し、#8000や子どもの救急に関する情報サイトの活用を推進するとともに、地域での出前講座開催等を通じ、家庭の看護力を強化する。

12 おかやママ安心サポート協議会運営事業《487千円》 終期: R8

医療・母子保健、福祉に携わる医療、行政(県、市町村)関係者、有識者等で構成する県単位の協議会を開催し、将来を見据えた持続的な医療提供体制等の構築に向けて、情報・課題の共有、意見交換を行う。

13 少子化社会に対応する妊娠・出産・子育て地域モデル構築事業《21,735千円》 終期: R8

周産期医療の希薄化が懸念される二次保健医療圏の中から、取組意欲のある地域を選定し、医療、行政等関係者による地域協議会を設け、妊娠、出産、産後ケアまでを見通した最適な分娩、健診機能の分化・連携の仕組みづくりや、助産師等へのタスクシフト・タスクシェアの推進、遠方の産科医療機関へのアクセス等の課題改善に取り組む。

また、医師の働き方改革に対応する院内助産・助産師外来施設の整備や、円滑な機能分化を進めるための遠隔診療・相談体制を整備する医療機関等を支援する。
 (補助対象者) 医療機関等 (補助内容) 施設・設備整備、助産師雇用等に係る経費補助 (補助率) 1/2

事業効果

- 【意図】
- 医療、母子保健、福祉等の関係者が協働し、保健医療の諸課題の改善に取り組み、妊娠・出産、子育てを「オールおかやま」で支える仕組みを整備することにより、安心して産み育てられる魅力ある地域づくりを進める。
- 【効果】
- 地域の実情に応じた持続的な妊娠・分娩、母子保健等のセーフティネットが整備される。
 - 若い世代に対し、妊娠・出産を含むプレコンセプションケアに関する正しい知識の普及啓発を行うことで、ライフプランを設計する機会となり、将来子どもを望む人がその希望を叶えることができる。
 - 卵子凍結等への費用補助により、妊孕性の低下を防ぐことが期待できる。
 - 企業や働いている人たちが不妊や不妊治療についての知識を持つことで、不妊治療を受けている方への理解が進み、配慮することができる。
 - 不妊治療を受けている方や、子どもを持ちたいと思うAYA世代のがん患者等の経済的負担の軽減により、将来子どもを持つことの希望をつなくことができる。
 - 基礎疾患をもち治療を継続している妊産婦が、薬に関する正しい情報を得ることで、安心して妊娠・出産・子育て等を行うことができる。
 - 交通費の助成を行うことで、妊産婦等の居住地にかかわらず、適切な医療や保健サービスを受けることができる。
 - 各市町村での産後ケアのニーズと提供体制に応じた効果的で効率的な事業実施につなげることで、利用者が増加し、産後ケアが広く行き届く。
 - 分娩取扱機関での新生児聴覚検査体制の維持や、新生児マススクリーニング検査対象疾患の拡大により新生児期における疾患の早期発見、早期治療による子どもの健やかな発達につながる。
 - 地域の医師等専門職が、5歳児健診に必要な知識やスキルを習得することで、市町村の実施する5歳児健診に携わる専門職を確保することができる。
 - 家庭の看護力が高まり、子どもの急病時の不安、小児救急現場の逼迫が緩和される。
 - 地域の実情に応じた切れ目のない持続的な妊娠・出産をはじめプレコンセプションケアに関する相談体制が整備される。
 - 上記を通じ、子どもを産み育てることについて前向きに考えられる機運が高まることが期待される。

事業	生き活き指標 等	現状値	目標値	差
13	生き活き合計特殊出生率	1.27(R6)	1.37(R10)	0.1
13	生き活き妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	61.6%(R6)	70.0%(R10)	8.4

事業費の見積もり

区分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額
事業費(単位:千円)	305,692	338,713	253,740	33,869	
財源内訳	国庫	60,294	97,874	66,141	6,400
	起債				
	その他特定財源	40,717	38,129	23,300	23,300
	一般財源	204,681	202,710	164,299	4,169

続・おかやママ安心サポート事業 ～ 妊娠から子どもの成育期を支える保健医療の充実 ～

課題

おかやママ妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会、地域協議会等で共有した課題

- ハイリスク妊産婦の増加を背景に、性や健康に関して正しく理解し、妊娠や出産を含めたライフプランを若い世代から考える必要がある
- 女性の社会進出などを背景に晩婚化や晩産化が進む中、希望どおりに子どもをもつことが難しくなる可能性や、疾病等による妊孕性の低下に直面する可能性がある
- 不妊治療を受けている方や、子どもを持ちたいと思う小児・AYA世代のがん患者等の経済的負担が大きい
- 働きながら不妊治療を受けたくても、不妊治療と仕事との両立ができず離職する人がいる
- 産前産後の心身のケアや育児のサポート等多面的な支援が求められる
- 5歳児健診を進めるに当たり、健診に従事可能な医師が不足している
- 医療資源の偏在により身近な場所で出産できない
- 子どもの疾患の早期発見、早期治療による健やかな成長への支援が必要

安心して産み育てる環境づくり

切れ目のない支援により不安を解消！

妊娠前

◎妊娠前からのヘルスケアの推進

- プレコンセプションケア推進事業【拡充】 【3,170千円】
- 新** ・プレコン座談会の開催、出前講座講師支援マニュアルの改訂、普及啓発（838千円）

◎妊娠・出産を希望する方への支援

- 新** ■卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証モデル事業 【34,773千円】
 - ・卵子凍結に係る講習会の実施、卵子凍結・凍結卵子による生殖補助医療等の経費を助成
- 不妊治療費助成事業【継続】 【105,700千円】
- 不妊治療対策事業【拡充】 【6,452千円】
- 新** ・不妊治療と仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進（企業を対象に普及啓発）（1,124千円）
- 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業【継続】 【8,137千円】

◎安心・安全な妊娠・出産を支える産前産後のトータルケア

- おかやママ妊娠・出産サポートセンター事業【拡充】 【3,159千円】
- 新** ・妊娠と薬に関する相談支援（278千円）
- 妊産婦等に対する遠方の産科医療機関等への交通費支援事業【拡充】 【8,641千円】
- 新** ・妊婦健診のタクシー利用を追加、産後ケアや不妊治療等を助成対象に追加
- 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業【継続】 【3,981千円】
- 産後ケア事業の体制強化事業【拡充】 【2,471千円】
- 新** ・産後ケア事業の周知物作成、認知度向上、検討会・研修会の実施（1,305千円）

◎子どもの健やかな成育のための予防活動

- 新生児聴覚検査機器購入補助事業【継続】 【46,903千円】
- 新生児マスキューニング検査補助事業【継続】 【68,301千円】
- 新** ■乳幼児健診推進事業 【1,503千円】
 - ・5歳児健診に従事する医師やその他専門職確保のための研修会の開催

◎子どもの急病の不安緩和、家庭の看護力強化

- 小児救急電話相談（#8000）及び家庭の看護力強化事業【継続】 【23,300千円】

妊娠

出産

育児

タイミングを逃さない対応！



★妊娠・出産の希望がかなう
★次世代を担う子どもの
健やかな成長へ



重点事業調書

担当部局・課名	保健医療部健康推進課			
重点事業の名称	安全安心！不安を和らげる歯科医療提供体制構築事業（全身麻酔等の高度歯科医療）			
第4次生き活きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	1 保健医療充実プログラム
現状、課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の特性等から、歯科治療に対して過度な恐怖心や強い不安がある場合、歯科治療時に本人の協力を得られにくい場合など、一般の歯科診療所では対応困難な患者に対して、不安を和らげる安全安心な歯科医療として、スペシャルニーズ歯科医療提供体制の整備が求められており、本県の体制は他県と比べ必ずしも十分ではない。 ・8020 達成者（80 歳で 20 本以上の歯が残っている者）が 6 割を超えるようになり、高齢化に伴って増加する、「多くの歯を有する認知症患者」への歯科医療対応が求められている。 ・スペシャルニーズ歯科医療は、高い専門性と特殊な医療設備を要する。特に全身麻酔下での歯科治療が可能なのは、県内では岡山大学病院のみであり、約 7 か月待ちの状況のため、隣県で治療を受けざるを得ない者も多数存在している。 ・全身麻酔以外の口腔ケア等の治療も平均 2 か月待ちの状況である。 <p style="margin-left: 20px;">＜スペシャルニーズ歯科医療の主な対象者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科治療に対して、過度な恐怖心や強い不安で治療が難しい子ども等 ・嘔吐反射が強い者 ・認知症、発達障害、知的障害などでコミュニケーションが難しい者 ・運動や姿勢の制御が困難な者 ・心疾患や呼吸器疾患など医学的管理が必要な者 等 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペシャルニーズ歯科医療には、通常の歯科治療に比べて、多くの人手と時間、設備が必要なため、対応施設が不足している。 ・現状では、様々な理由により全身麻酔管理下等の歯科治療を必要とする治療ニーズは、本県において年間 850 件程度あると推定されるが、県内唯一の対応機関である岡山大学病院では、現状年間 450 件程度の対応にとどまっている。岡山大学病院では全身麻酔器等の医療機器はすでに整備されているが、治療にあたる高度なスキルを持つ歯科医師が少なく、医療を提供する専門人材の確保が課題である。 ・また、地域で開業している歯科医院の多くは、スペシャルニーズ歯科に対応しておらず、その育成が求められている。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安の強い方、障害のある方、高齢者をはじめ、スペシャルニーズを有する者は、症状を訴えることが困難なため、口腔疾患のリスクが高い。放置すると重篤な全身疾患に繋がる可能性があり、対応の必要性は極めて高い。 ・他県等の遠方での受診は、医療的ケア児などの移動に医療機器や頻回の吸引等の生活援助行為が必要な患者や、その家族にとって負担が大きく、身近な地域で安全安心に歯科医療を受けられる歯科医療提供体制の整備が必要である。 ・現在の待機患者の減少と今後増加するスペシャルニーズ治療の増加に備え、専門人材の確保と育成を行う必要がある。 			

事業内容	1 新規安全安心！不安を和らげる歯科医療提供体制構築事業（全身麻酔等の高度歯科医療）《8,882千円》 終期：R10 (1) 全身麻酔等の高度歯科医療提供 《6,807千円》 スペシャルニーズを有する患者が安全安心に歯科医療を受けられる歯科医療提供体制を推進するため、治療機器の整備された岡山大学病院に、障害者歯科医・歯科麻酔科医等の人材を確保し、全身麻酔等の高度な歯科診療を実施する。 (2) スペシャルニーズ歯科医療推進連絡会議 《436千円》 スペシャルニーズ歯科医療提供体制の構築を推進するため、連絡会議を設置し、福祉、学校等の関係者も交え、現状評価、地域の実情を踏まえた取組について、協議・検討を行う。 (3) スペシャルニーズ歯科医療従事者研修会・育成事業 《1,639千円》 全身麻酔等の高度なスキルを必要とするスペシャルニーズ歯科に従事する医療者の資質向上のため、研修会を実施して対応できる人材を育成する。						
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・スペシャルニーズを有し通常の歯科診療所での対応が困難なために、歯科治療を受けられず長期待機している県内の患者に対し、全身麻酔等の歯科医療機器が整備されている岡山大学病院に、専門的な知識・技術を有する歯科医師等を確保し、専門性の高い歯科医療を提供することにより、7カ月待機している現状に比べ、待機延長に歯止めをかけ、待機期間が減少し、誰もが安全安心な歯科医療を受けられるようになる。 ・県内の歯科専門職に対し、資質向上の研修会を実施して人材育成を行うことで、スペシャルニーズの持続可能な歯科医療提供体制の構築につながる。 					
事業目標	事業	生き活き指標 等		現状値	目標値	差	
事業費の見積もり	区分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額	
	事業費(単位：千円)		8,882	8,882	8,882		
	財源内訳	国庫		2,075	2,075	2,075	
		起債					
		その他特定財源					
一般財源			6,807	6,807	6,807		

【新規】安全安心！不安を和らげる歯科医療提供体制構築事業（全身麻酔等の高度歯科医療）

目的 スペシャルニーズを有し、通常の歯科診療所での対応が困難な患者に対し、全身麻酔等に対応可能な歯科医療提供体制を整備し、誰もが安全安心に歯科医療が受けられるようにすること。



- 現状**
- 全身麻酔下での歯科治療が可能なのは、県内では岡大1施設のみで、7か月待ち（現状70人程度が待機）
 - 県外で治療を受けるものも多数存在（年間数十人と推計）
 - 全身麻酔以外の口腔ケア等の治療も、平均2か月待ち

課題

- 対応できる歯科医療機関の不足
- 専門的人材の不足

スペシャルニーズを有する児・者

*令和5(2023)年度県内治療数 延13,000件

- 歯科治療に対して、過度な恐怖心や強い不安で治療が難しい子ども
- 認知症、発達障害、知的障害などでコミュニケーションが難しい者
- 運動や姿勢の制御が困難な者 等



- ◆ 症状を訴えることが困難で、歯科疾患の発症や重症化リスクが高い
- ◆ 多くの人手、時間、設備が必要なため、診療報酬で賄えない

事業のスキーム

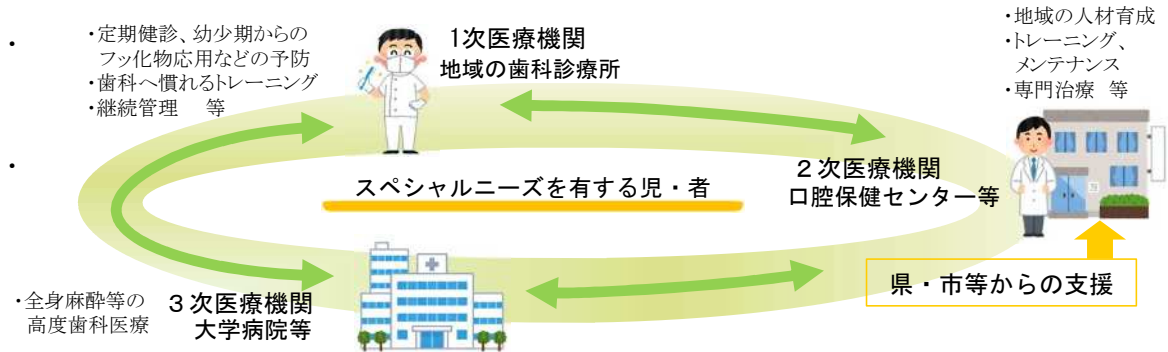


事業内容

- ◎ **全身麻酔等の高度歯科医療提供** 【6,807千円】
 - ・全身麻酔機器等の整備された岡山大学病院に、岡山市と連携し、障害者歯科医・歯科麻酔科医等の人材を確保し、全身麻酔等の高度な歯科診療を実施する
- ◎ **スペシャルニーズ歯科医療推進連絡会議** 【436千円】
 - ・福祉等の関係者も交え、現状評価、地域の実情を踏まえた取組について、協議・検討を行う
- ◎ **スペシャルニーズ歯科医療従事者研修会・育成事業** 【1,639千円】
 - ・スペシャルニーズ歯科に従事する医療者の資質向上の研修会
 - ・スペシャルニーズ対応歯科医の育成

目指すべき姿

- ★ 不安を和らげる歯科医療提供体制が整備される
- ★ だれもが安全安心な歯科医療を受けられるようになる



重点事業調書

担当部局・課名	保健医療部医薬安全課			
重点事業の名称	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業			
第4次生き生きプラン	重点戦略	IV 安心して豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	1 保健医療充実プログラム
現状、課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小児慢性特定疾病により入院し、長期療養中の児童等については、学校生活などでの教育や社会性の涵養に遅れが生じるなど、将来への不安や悩みを抱えており、療養生活・学校生活全般についてきめ細やかなサポートを必要としている。 令和6(2024)年度に小児慢性特定疾病の児童等を対象に行った、ニーズアンケート調査の結果、回答者の約96%が進学・就職支援について重要と回答しており、進学や就職に対する支援ニーズが高くなっている。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5(2023)年度から、コミュニケーション能力の向上や社会性の涵養を目的とした児童等の相互又はボランティア等との交流支援や、長期的な入院等により学校生活での遅れが生じている児童等の学習空白を埋めることを目的とした学習支援を行ってきたが、医療の進歩や年齢層の変化等により、これまで重視されてこなかった進学や就職に関する課題が顕在化しており、新たな支援が必要となっている。 就職については、ロールモデルに出会う機会が不足しており、「病気だから無理だ」と将来に希望を持たない児童等が少なくないが、これまで本事業を利用した療養経験者から多くの就職事例が報告されており、これらの情報を有効活用し、支援につなげる必要がある。 また、難病患者の異業種相談支援センターへの相談の約4割が就職に関する内容であり、将来直面する就労の課題に備え、早期から企業やハローワーク等関係機関と連携した支援を行う必要がある。 進学にあたって、病気や障害に配慮した学習環境や合理的配慮の情報など、児童の慢性疾患にあった進路を選ぶための情報が不足している。また、児童が進路を考える際に相談できる場が少なく、児童やその保護者が孤立した状態で進路選択に直面しており、児童や保護者に寄り添った適切な情報提供が必要となっている。 			
事業内容	<p>1 拡充小児慢性特定疾病児童等自立支援事業《3,772千円》 終期：R10</p> <p>悪性新生物、慢性心疾患などの小児慢性特定疾病により長期療養中の児童等に対して、療養経験のある支援員やボランティアが入院治療中から退院後まで継続的なサポートを実施し、将来に希望が持てるよう必要な支援を行い、自立の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態把握：課題の分析等を行い、事業の実施及び利用を促進するため、地域における継続的なニーズを把握する。 交流支援：同じ経験をした子どもや家族同士が交流できるイベントなどを通して、児童等が相互に又は療養経験のある支援員やボランティア等と交流することで、コミュニケーション能力の向上、情報の交換及び社会性の涵養を図る。 就職支援：働く意欲がなくながら、慢性的な疾患に罹患しており就労阻害要因を抱えている児童等に対する動画や冊子による療養経験者の両立事例の紹介や、企業やハローワーク等と連携した就職相談会の開催、インターンシップ・職場見学の実施により、就労機会の拡大を図る。 学習支援：学生ボランティアによる学習支援や学校関係者による学校での合理的配慮の紹介、特別支援学級の説明などを行う進学に関する相談会の開催によって、学習空白の解消や、円滑な復学・進学を支援する。 			

事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における実態や継続的な支援ニーズの把握により、従来の支援と比べ、ニーズに沿った事業の実施及び利用を促進する。 ・働く意欲がありながら、慢性的な疾病に罹患しており就労阻害要因を抱えている小児慢性特定疾病児童等に対して、療養経験がある若者の就労体験談を聞くイベントの開催など、将来について考える機会の創出により、従来の支援と比べ、社会参加の一層の推進及び自立の促進を図る。 ・慢性的な疾病を抱えるため、学校生活などでの教育や社会性の涵養に遅れが生じ、自立を阻害されている小児慢性特定疾病児童等に対して、学生ボランティアによる学習支援や就学・進学に関する相談会やセミナーなどの実施により、従来の支援と比べ、就学・進学に関する将来の不安を解消し、自立の促進を図る。 						
	事業	生き活き指標 等			現状値	目標値	差
事業目標							
事業費の見積もり	区 分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額	
	事業費(単位:千円)	3,018	3,772	3,942	3,772		
	財源内訳	国 庫	1,509	1,886	1,971	1,886	
		起 債					
		その他特定財源					
一 般 財 源		1,509	1,886	1,971	1,886		

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

悪性新生物、慢性心疾患などの小児慢性特定疾病により長期療養中の児童等に対して、入院治療中から退院後まで継続的にサポートし、将来に希望が持てるよう必要な支援を行い、自立の促進を図る。

長期療養中の児童

- ・ 将来への不安
- ・ 孤独感
- ・ 学習の遅れ

ピア・サポート

各種支援を長期療養を経験した支援員が行うことにより、治療による苦痛や不安に寄り添い、心のケアを行う。



①実態把握【新規】

※令和5年10月の法改正で新設

- ・ 地域における小児慢性特定疾病児童等の継続的なニーズ把握

②交流支援

【子どもたちを“ひとりぼっち”にさせない支援】

- ・ 同じ経験をした子どもや家族同士が交流できるイベント開催
- ・ 講演会などを通して、病気を抱える子どもたちの支援の輪を拡充

③就職支援【新規】

【将来に希望が持てるようにするための支援】

- ・ 療養経験者の両立事例を紹介する動画や冊子の作成
- ・ 企業やハローワーク等と連携した、就職相談会、インターンシップ、職場見学の実施

④学習支援【拡充】

【学習機会をサポート】

- ・ 学生ボランティアによる学習空白を埋めるための学習支援
- ・ 未就学児は、体験空白を埋めるため、知育ゲームなどで交流
- ・ 就学・進学に関する相談会の開催

小児慢性特定疾病児童等の実情を把握し、課題の分析等を行い、事業の実施及び利用を促進